



貞丈雜記

五



73
6188
5



7 3
 門 6188
 凡

貞丈雜記卷之五

裝束之部目錄

- 一 素襖之事 廿ヶ条 圖
- 一 肩衣之事 四ヶ条
- 一 上下之事 四ヶ条
- 一 大口之事 圖
- 一 指貫之事 圖
- 一 葛袴之事
- 一 盤領方領之事 圖

雜記五

- 一 狩襖之事 二ヶ条
- 一 半袴之事
- 一 直垂之事 廿ヶ条 圖
- 一 狩衣之事 圖 并布衣之事
- 一 小袴之事 五ヶ条 圖
- 一 水干之事 二ヶ条 圖
- 一 長絹之事 二ヶ条 圖

目一



- 一 十德之事 三ヶ条 圖
- 一 脛中之事 圖
- 一 草袴草衣之事
- 一 束帶之事
- 一 褂之事
- 一 出衣之事
- 一 腰紐之事
- 一 端袖之事
- 一 山伏裝束之事 二ヶ条 圖
- 一 狩裝束之事

- 一 四幅袴之事 圖
- 一 行膝之事 六ヶ条 圖
- 一 女房衆裝束之事 圖
- 一 衣冠之事
- 一 衣之事
- 一 袖之事
- 一 下袴之事
- 一 綿著之事
- 一 腰當之事
- 一 袖細之事

- 一 傍續之事
- 一 御幘之事 圖
- 一 御引直衣之事
- 一 紅梅二品有之事
- 一 穀織之事 圖
- 一 浮線綾之事 圖
- 一 白襖之事
- 一 縋線綾之事
- 一 練色之事
- 一 牡丹色之事

雜記五

- 一 裘代之事 三ヶ条 圖
- 一 金巾子御冠之事 圖
- 一 小口之御袴之事
- 一 縋之文小葵之事
- 一 固文浮文之事
- 一 二重織物之事
- 一 縮線綾之事
- 一 魚綾之事
- 一 練之蔭物之事
- 一 葡萄蔭之事

目二

- 一麴塵之事
- 一朽葉之事
- 一平絹羽二重之事
- 一宮形之事 圖
- 一片色之事
- 一折帛板引之事
- 一瑩之事
- 一紋丸之內面事
- 一ッ襟之事
- 一淨衣之事
- 一海松色之事
- 一羅之織目之圖
- 一夏冬生糸練糸之事
- 一斤染之事
- 一綾文之事
- 一引倍支之事
- 一衣紋之始之事
- 一搔練之事
- 一當色之事
- 一褐衣之事

- 一小袍之事
- 一入紐之事 圖
- 一練貫之事
- 一直綴之事
- 一鼻高沓之事
- 一袖拈之事
- 一子持筋之事
- 一凡裝束着樣之事
- 一指子之事
- 一細長之事
- 一武家內衣之事
- 一淺沓之事 圖
- 一深沓之事
- 一夜具之直岳之事
- 一火車裝束之事

以上

貞丈雜記卷之五

伊勢貞友

千賀春城

門人

岡田光大

校同

装束類之部

一素襖スウヅクの事襖ヅク之字ハ玉篇タマヒョと云書カキハ袍襖ハウヅクと注ツケしコトハ袍ハウも襖ヅクも襖ヅク毛モウ一類イツルイありコトハ玉篇タマヒョハ袍襖ハウヅクと注ツケて云イハひコトる也コト袍ハウ襖ヅクハ上ウヘみミ著ツクる装束シヤウソクトシシて禮服レイフク也コト此コノ禮服レイフクハ官位クワンイあり人ヒトハ綾アヤメありコトを以もつて縫ヌイふ也コト毎スベテ位イ無ム官クワンの者モノハ麻布アサスを以もつて縫ヌイふコトハ一素襖スウヅクと云也コト素スといイハふコトハ鹿相カサカありコトを云也コト

雜記五

一

春成相傳圖書云
素襖深色の事
浅黄かちん茶床
梅々梅木何も
もー云い

相ある紋あるは不付い云く嵯峨川記云上下の上1と色あ
何色もて然い先あきぎうちんむくのこひ品能い又う歩
ハ大畧あきぎうい入道あぐうちんのを若い紋の事
ハ松弁露髪赤を付い又家の紋をも付い小紋の上下ハ
畧紋小紋の上下ハ大畧近年ちやうい又依圖書
糸は云春の出仕衣裳の事レユラニあは袴黄糸は深く阿
のセウフバン裳セウフバン腕の物を肩ハ付也則柳し夏夏の上下の事地
を水色は深松を肩ハ付也秋の上下の事地をむと不
深相の葉又ハ時の季を紋ハ付也冬冬の上下ハ黒ウ布
也又義詮ヨシ公は系内儀式ニ云歩行兵三百人各家紋付

たる者蓋常劔也云く又殿中日記寛正六年八月廿三日
細川殿馬場よおつて犬追物有りるを記しる不貴殿
伊勢守貞親貞親是はあふ地うちん越後布ハ紋滑りあふたうぬひめ
はけそのとをなふぬひめつけとハ三寸あまりの筋一を
多角又武庫伊勢兵庫助は馬月毛ははあふ地白地文
まじうきををうちんは幕の葉をこころれゆんは力元ぎ又
備州伊勢備中守は言思栗毛ははあふ地うちんは尾長毛
二二ぬひめ付ぬひめ付とい今の右素襖直糸の紋家
の紋も外切付紋の事ありの紋も付する澁文なり糸はすか云
まあふと海まあふと海のこまぬ袴あどの紋の事きぐ目まあふと海が可

花 是又家の紋也 此のちちりききも又大あまのふもふ

一房小者ハ人の目子立の務あまの能はさむある人ハ

きくめよたぬぐよは

一 是あまの紋はむやうもんとしてる其紋の内をさしては

そりくを云ふ正月はる船記はむやうもんといふをり

くく深なるをむやうもんといふ禁制は只二をを以

てしるはるて花の宗五冊校書に云むやうもんハ三を以

るしるをやハ又云草木の葉をくふをどうたをむやう

もん付中の葉くす書に云かきまきひやうもんハ禁制は

ハ是ハ一限のちこれの時きせくまき為也又云むやうもん

とハたとハ三を以深なる事ハ二を三を四色ハ深なる

ものハ不苦それハむやうもんといふハきくどうハさるをハ成

次第古実ハ云ひやうもんの子をあまの浦地のう何れ

ものハ三を三をそれハむやうもんといふあまぎ梅、うやま

時三をを一具の内ハ深なるハむやうもん見ハ又阿ま紀、うま

やま、紀梅、うま、梅、むらちや、うま、うま、あま、一具のうちハ

深なるハ中ハ及ハハ深なるハのきを三を三を取合ハて深

なるハひやうもんといふ但見あまハうま、うま、うま、又ハ人

の中間小者あまハ法沙法、あま、あま、同朋あまの事、是も

不及沙法ハ 東鑑卷二十、評文水干ニ著ニ紅葉菊花

曾我物語ニ狂文狩衣アリ

雑記五

五

— 此あふの襟様よりうきまきと云ふ寛正五年四月冬カハラ弘河系

勅進能棧表の馬は公方様は小志はあふこころまきけりこころ

也と云ふ糸は関書はかきまき印やもんは法禁制也一隠をれ

の阿蓋せむべきも也云々うきまきはこころまき也此の表様也布

をかきまきてうきを糸を糸を糸かきまきておきて降々後表を

糸をとげば糸の糸は白く外は糸を糸を糸今知志傳り

云敷て一名を糸様と云也殿中日に祀寛正六年三月

四日花見の御成の事を記したる糸は所様上様各は供

元上下表様也かきまきと書ハ表也

糸を糸と云物あり糸は糸書と云まきまあふとハ越後

布を條々を中ひ見は六月七月各表は八月朔日より糸を

糸を糸と云物あり糸は糸書と云まきまあふとハ越後

道物ノ繪ニスキ
スアラ著タル
針アリ

— 年中ゆゆる珠衣由金仙寺伊勢守 貞宗筆のこまかひり糸を越後

布とい今の糸は糸あり糸は糸書と云まきまあふとハ越後の糸を糸を

一 糸の糸は糸と云物あり糸は糸書と云まきまあふとハ越後の糸を糸を

とり深のす小袖
の却見合へり

一 素襖の深極まり深と云夏有真鏡犬追物記云犬射素
襖ヲとり深と云五色は細筋ハラスキを押ませよ志何り深はまら
本形をまら

射子カサカケとあるは袖
をたよりもちい
さくはるは犬追
物の云々

一 射子とあるは別の事あり犬追物カサカケと射の時カサカケは
其あふの事と名を射子と人の目と云はれ風流フタリウは
深て着る也犬追物の時着るを犬射とあると云笠掛の時
ハ笠掛とあると云まらしてハ射子とあると云也

一 小素襖と云ハ別の事あり上ハ常のまあるのめりして袖
一 幅半也下ハ長袴を着るは袴のつけ足カキのつゆゆ
まらしては袴の短き袴を着る事と云七袴を短く

さる也今の事袴也深き故あるは上と同様も也笠掛日

記細川云これの時て心得る事密狩衣大帽子素小素

袍以下二日三日初より急をたておしをかけたり又射子

装束むのそき急何のけをて留をまら今ハ小素何ムカ行

膝バキ沓バキ射也云今ハハ永正年中をさる云又云小

まあるはのねのより袖がちひさるるははの海の中をハ内ムカの牙

ハ折るてはけはを内ハ草を廣サむらむらうてはけ入れて

くも耐引出へ結へ永正六年大館尚氏記也東山年中行事云正月元日今日出

仕之面く著大口直垂走元皆小素袍くま

一 うちのけ素襖と云ハまあるのまを袴の内へ金比羽織を

此の文の上を
 下と云ふは
 同色同紋ありを
 上と云ふは
 同色同紋ありを
 下と云ふは
 同色同紋ありを
 上と云ふは
 同色同紋ありを
 下と云ふは

着るごとくおろけしきものを云々腕あるも、也うちかけ肩
 衣キタと云ふも同じ心におろけしきものをかけたるきぬおろけしき
 布キタ狼藉ある由条、書きよむこと

一 洒供古実の云々お袴の紋をひとりの
付るは、いふ、 地の色を上下の色をカエ替はせぬ、此方も、略
 儼見し自然、いさひとあめ、いさひとゆれ、何も略儀、これ
上ハさいみの色あり 若おさあき方が、お袴も、くす、くすす
下ハ考のしき袴く 此れ、至あるまじく、いさひ、今のつき上下とて肩衣と袴
 色の遠ナカくを、用いし是より出せる、いさひ

一 舊記より、いさひ、又、意、何、いさひ、の、時、あり、ある、ハ、皆、此、あり

この事也、今ハ肩衣袴を上下と云ふ、
靴又くわく、
 く、あ、記す

一 此、あ、引、と、云、ハ、古ハ酒、ゆ、の、時、人ハ盃、を、さ、し、て、扱、し、る、
 此、何、か、を、ぬ、ぎ、て、盃、さ、し、る、人ハ、は、の、い、す、を、ぬ、ぎ、し、て、此、事、を、
 云、也、刀、引、と、云、も、同、一、心、ハ、盃、を、さ、し、て、扱、刀、を、つ、く、ハ、古、ハ
 酒、宴、の、時、毎、夜、ぬ、ぎ、つ、く、一、日、舊、記、ハ、見、し、り

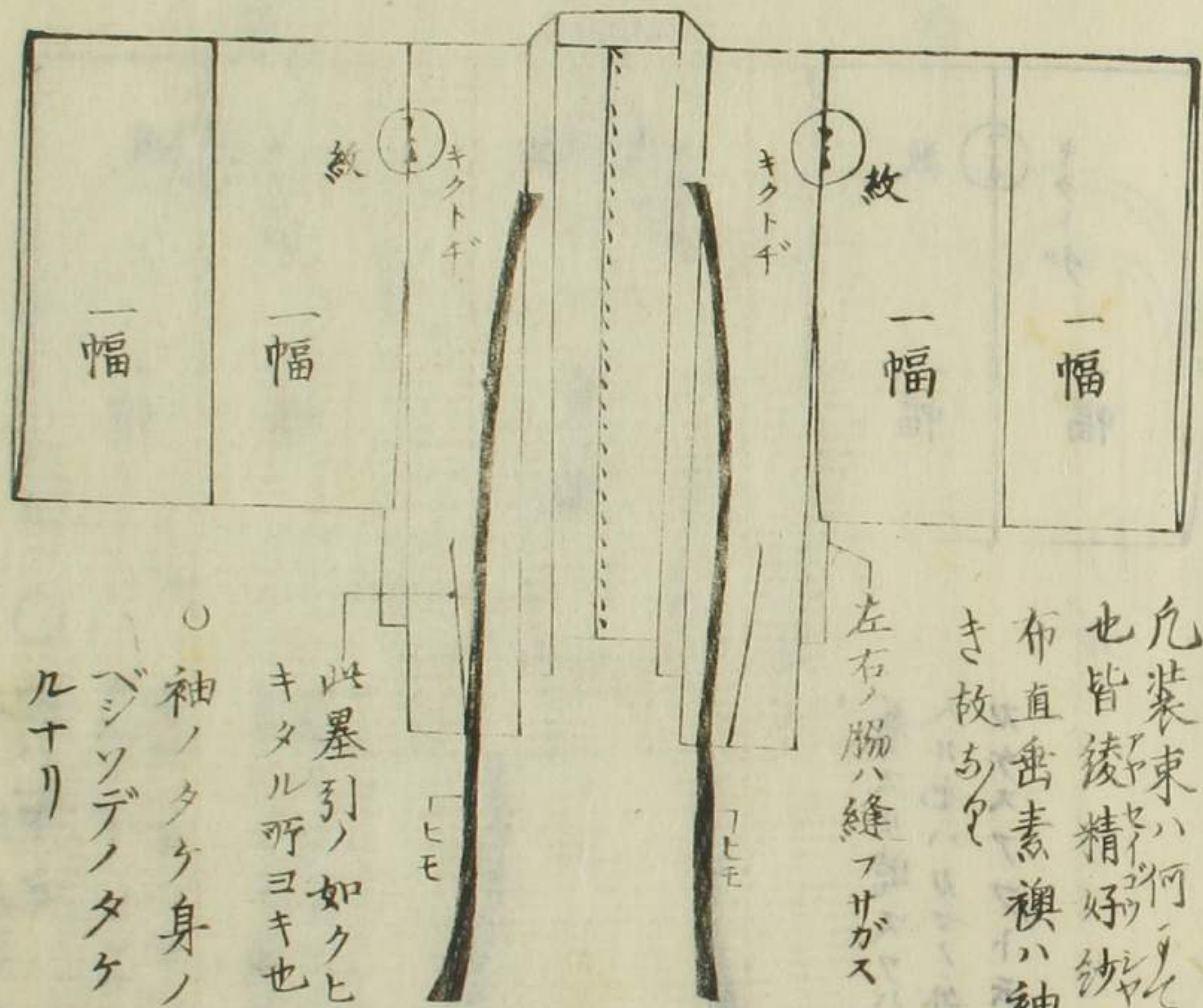
一 此、あ、ぬ、ぎ、と、云、ハ、サルガク猿、樂、ハ、能、を、さ、せ、し、る、時、何、か、を、ぬ、ぎ、て
 猿、樂、ハ、さ、し、る、事、ハ、翌、日、猿、樂、を、の、素、襦、を、着、り、し、る、人、の
 家、ハ、持、て、廻、り、し、る、目、を、受、る、也、此、何、か、ぬ、ぎ、の、時、何、か
 事、ぬ、ぎ、し、袴、ハ、忌、する、す、く、も、吾、影、之、別、の、素、襦、を、着、り、し、る、事
 あり、是、ハ、樽、高、の、時、多、く、旧、記、も、見、し、る、不、袖、ぬ、ぎ、と、云、も、目

心形

一 是の如く今後も知らざる物と云はれしは、
又繪墨をあらはしおくべきにて七人の知らず
事を知る事記し置へる也古の人其以後も知らざる
後記し置へるが今の世の證據ある事多き也

貞丈云素襖と云肢鎌倉將軍代まで其名は元ず東
濫に見えは其より己方の名は猶見へず京都將軍の
の如く見えたり古代は素襖を以て庶人の常服とせり
按るに素襖と云素裁縫遠く不あり素襖も亦ハ
素襖ありて然るを京都將軍の代まで布素襖の紋あり

○素襖前



凡装束ハ何れも袖ハ一摺半の幅也皆綾精好紗の類ハ幅廣き故也布直垂素襖ハ袖二幅あり布ハ幅狭き故あり

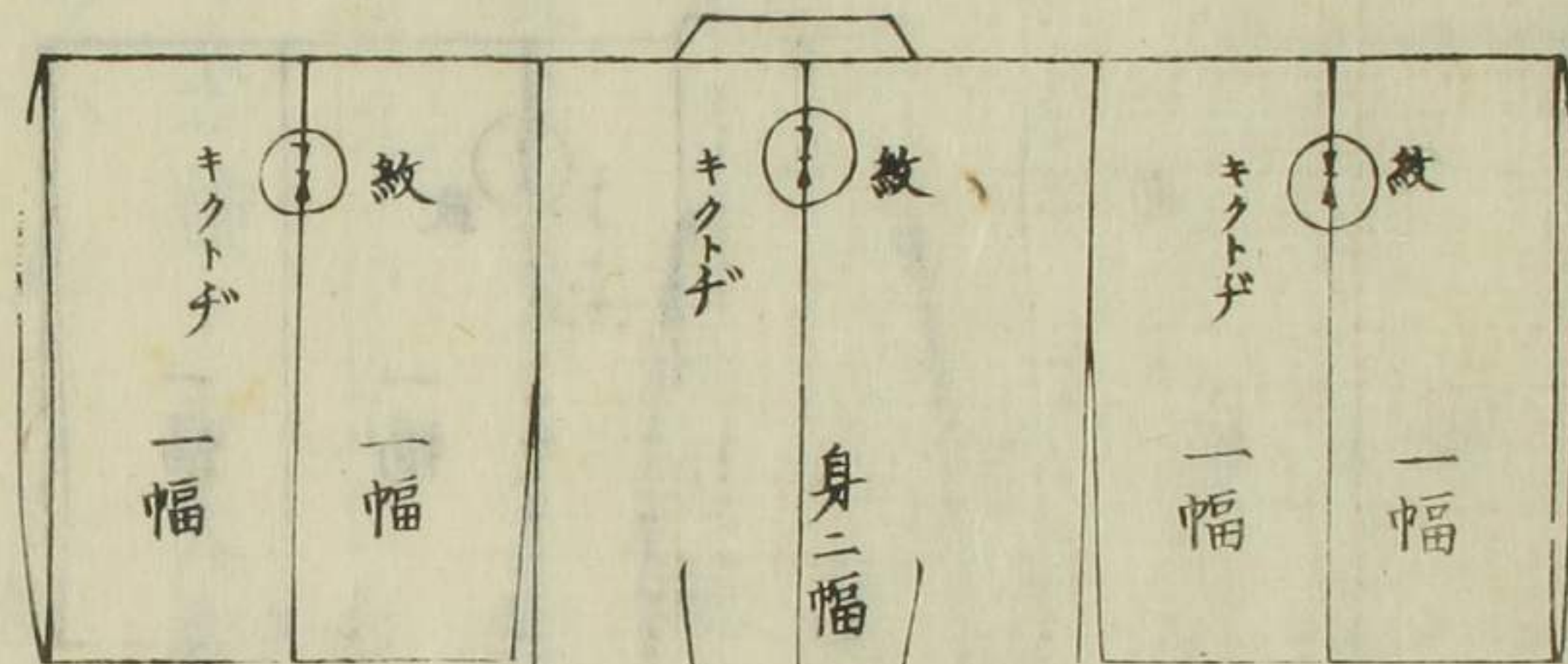
左右脇ハ縫フサガス

紐ノタケ定寸シ大
テイヒガ逆トツク
ホドナリ
高倉家説肩ヨ
リ膝口マデナリ
云ハリ

此墨引ノ如クヒダヲ一ツトリテ着ベシ
キタル所ヨキ也

○ 袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニヨル
ズソデノタケ小袖ヨリ大ニ長クス
ルナリ

○素襖後



○地ハ布也

キクトガノヒロサ三分余ホド
長サ二寸五分ハカリ

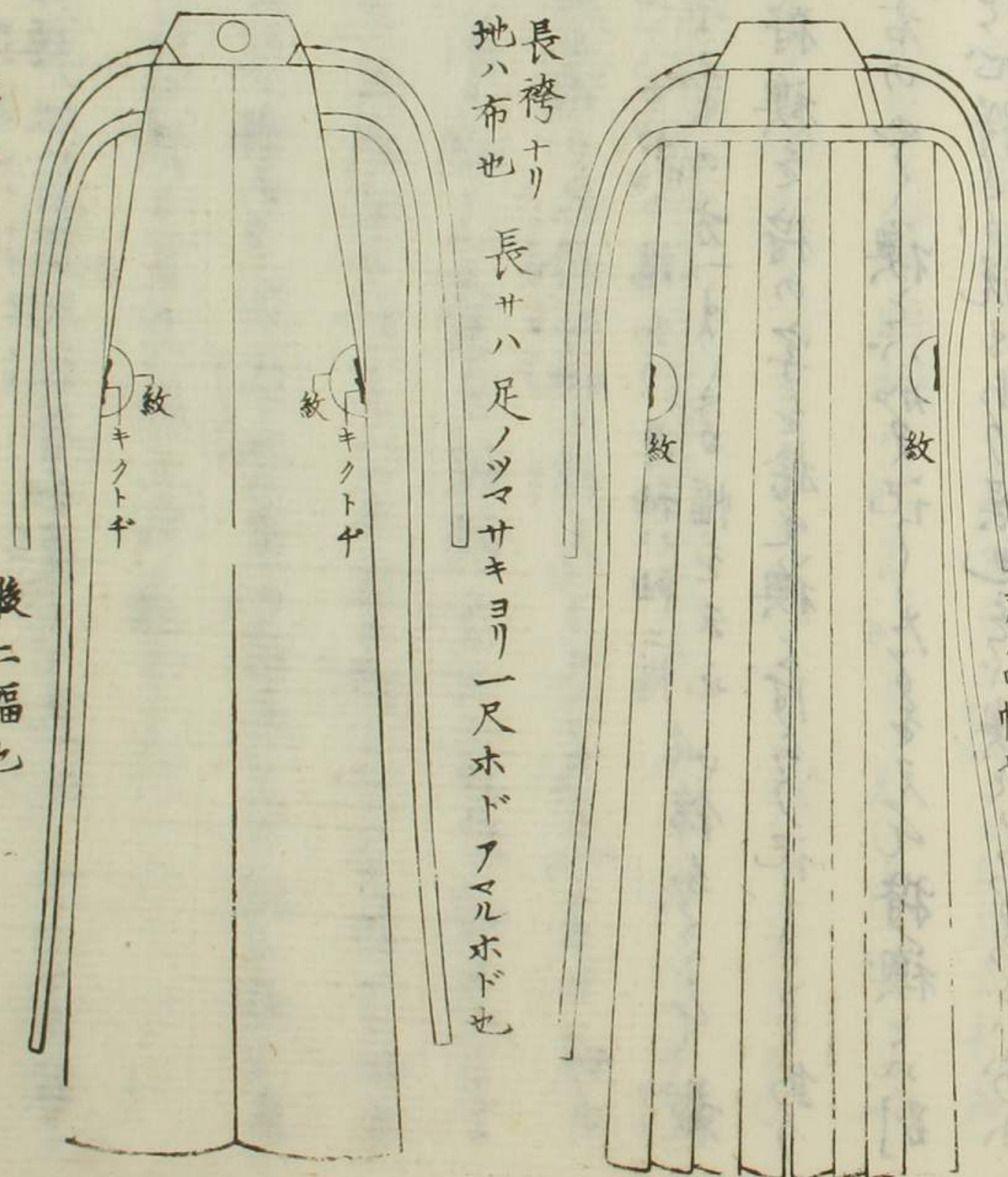
着スルトキ前後トモニ墨引ノゴトク
ヒダラ一ツトリテキレバ着タル所ヨシ是
ヲエモンヲトルト云也

着スル時スツハ前後共ニ袴ノ内エ
入ル也ハカマノ外エ出シテ着ルヲウチ
カケスアフト云ナリ

前

○素襖之袴

長袴ナリ
地ハ布也
長サ八尺ノツマサキヨリ一尺ホドアマルホド也



前ハ四幅也

雑記五

後ニ幅也

十

心字通ト云字書
 二換ノ字ノ注ニ
 表ノ属ニ書故ニ
 今以夾衣ニ爲襖ト
 テリ夾衣ハアハセ
 衣ナリ此義ニヨリ
 テ持衣ニ裏ヲ付タ
 ルヲ持襖ト云説
 アリ此説ワロシ不
 用之
 〇施花葉葉ニ持襖
 大襖とも云と
 記シありハ誤也
 〇名目抄云持襖隨
 身等着之舎人牛
 飼所用又此事也
 然而又馬持衣ニ
 是持衣ヲ持襖ト
 云ノ證文正説也
 〇事説云昔ハ
 博士ナド
 束執スル更
 リケレニヤ

師上京門院ノ御
 産ノ時アサマシ
 ゲナル上ノキ又
 指貫ニヒラケツ
 ハキテピンモカ
 ハデ中門ヨリ入
 テハシガクシノ
 間ヨリ登リテフ
 トコロヨリ白虫
 ヲ取出シテカウ
 ランノヒラゲタ
 ニアラハ大エビ
 シテコロシケリ
 ウヘノキヌノシ
 タニハ市ノ襖ト
 云物ヲゾキタリ
 ケル云ハ市ノ襖
 ハ持襖也堂上ノ
 人ノキナルモ
 ナルニハ市ノ襖
 トイフモノトハ
 記シガリナリ右
 ノ光榮ト云人モ
 和泉式部モ一條
 ノ御代ノ人也

つけ不腰紐菊綴胸紐等を愛して素襖と名付て去番
コシヒモキクトチムヒモ
シ

一持襖カリアツと云物あり即持衣カリギヌの事也持衣ハ舊持の時ニ表
 於服を其形右ハ記シたる武官の襖ハ似る物ある故有
 持の時善自襖といふ義も持襖とも云ニ此持襖を入すよ
 〇風流を好て大衿耳袖オホクビダマフデを錦ニキあぐるも阿
 の目をもぐるもの方より幅を云也此錦あぐるも裁
 久る持襖を持の字を捨て襖と付る記しるあり
 誤あり右の如く襖トハ記したるをえて持襖トハ別
 の物也と心得る洗もあり誤也衣襖とも云ハハあハ

云ぬく武官の朝服也古今著聞集卷五和歌之部云和泉式部シ
 て稻荷イナ糸けるは田中明神の禊シ時ある志シけらにシの志シ
 祀と思ひなるお回かりを侍童のあをとりふもの越りてきてあ
 りふらり下向の程もそれをし何をしつとをせしり
 さて次日武敷シのうさげみシてあるをさる大やのあ
 童のあかちてきりぎみシあれハ何志とといふけりあ
 いせふんといふさうあきたるをひろげてそれむ
 侍童さるありの山乃かみぢぢあをわさしり思ひあてきり
 書りきり武敷あれと思ひてけりまをよびてたくりとい
 ひてよみ入るるあんシ志の回るる志のあをハ布の

風呂記云むちを
ハ公方様もま指
住既敵様も雄
肩衣の袴
持也云々
肩衣
記也云々
記也云々
記也云々

豊原兵庫助長考
記書実拾法式ヲ
記シテ母衣ニテトウ
カケテモ又肩衣ニテ其
死骸着凡物ヲ包テ
出ストアリ也長考ハ
幾満公ノ代ノ人也録
倉年中行事ヨリモ
ハカ昔ノ書ニリ
秋川記ニ肩衣袴同
色ニテトモモシク袴ハ
ヲモテ向ハ出度ハズハ
内ニニハ着度云々
モシトハ小袴也
ハカ昔ノ書ニリ
肩衣ニテモ
肩衣ニテモ
ウヒキナカクナラ
ウヒキナカクナラ

布の狩襖ある初記云布の大きびも袖を錦綾ある

一 襖の袴と古書にありハ狩襖の袴を云也また指貫の

袴也狩襖着時ハ必指貫着故指貫を襖の袴と云之
古今著聞集卷六管弦之部花田のひと元り衣はあをらふきこ
引入馬帽子一男おれとせきこるあつ云是ハ上

うりきぬをきて袴袴きたるを云也狩袴襖袴同物也
装束拾要抄見タリ
一 肩衣のる松永弾正少弼久秀をあるの袖を云捨りきぬ

と云物を始る由中借るハあやまり也肩衣ハ松永より
の考よりある也鎌倉年中行事ハ鎌倉殿出陣の出来
記して金襴の肩衣ハ小袴をぬき中見うり鎌倉殿

ハ足利成氏の事也松永より著る事也松永ハ永禄年中の金
又走元故実云惠林院殿代の事を記して走元廿人加

き姫まんげの海まぐ小太刀をもつにけ者色又松永よりい
の事也宗五一冊云系ハ少書かこぎぬハ一我う改を

必付ゆり當付ハ一向ういさうあらう小袴もうきぬも目
あらぬやういが能はく又うちけ肩衣ハラ狼袴セの由同書

みえうり宗五冊ハ宗五入道伊勢下總守
貞頼の法名也大永八年一記しる

書きて松永よりうるう茶の事也又伊供古実云くこがりの
うこぎぬ袴のり十四五まで着用あるいき又わがのいきぬ

殿中ハ着すき由同書云えうり伊供古実の出文明十

見しひらめくあり明らびりと云

一 中袴も古よりあり ハシリニコガク 惠林院殿書代 云云元元并人如

手ぬきんばう海小太刀をもちぬき又小中あひらきと云

記よふも何んまあふ中ばうを著るを小素襦と云

一 上下と云事今ハ肩衣袴を云古ハ中あふ袴の事を云古

常々素襦ハ小袴を著る者中あふ袴の事をハ上下と云

一也上と下と同一と云同一故に上下一對あるを云上と下と云

も故も遠なるハ中あふ袴といふあり

一 今の麻上下の袴の襪ハまてひらきと云あひらの袴ハ此和

袴を細くしてそれをひらき取り又よせひらきとて靴の

上下ハ素襦袴ニ
テ直直ニテモ水
干ニテモ何ニテモ
ト下トノ更ニリ
肩衣袴ニカキラマ
ナリ
河川記ニ小紋の上
下ハ素襦ハ近
年モ有り也
是ハ家の故又ハ
外の故ニても付
すして惣地を小
紋ハ保るる也
云の事也

靴を共中へ細くよせし靴を取り古風ハ近

仕出ハもも也古風ハ靴の事を惣括一月袴づり

靴をとり是を今ハまて靴と云しひらきと云こ

の事ハ履ハ古風をいふあり

一 上下と云名目上古の書ハ見えハ古事記應神天皇記曰爾其

兄曰若汝有得此壞子者避上下衣服量身高而釀麴酒亦山

河之物悉備設為守礼豆玖云爾

一 今時長上下といふ人何りあやまり之肩衣長袴といふ

長きハハあれども長き上ハおき物形

一 靴ハ此仕立中ハ中あふの如く袴ハ長袴也中あふの袴ハ

同く若腰後脇シロキリも小白練を用ひ太き糸シロキリで上ぎしけり後
 腰木板を入敷板の上の両フエを丸くしき袖の巾フエも若腰有
 糸シロキリもむく菊シロキリも組借也地ハ紗シロキリ生絹シロキリ好シロキリを用糸
モウランジ 赤黒きハ木蘭地モウランジ也モウランジハ萌黄紅モウランジ朽葉モウランジ其外何をも用モウランジと
 紫萌黄紅ハ將軍家以用の名也故平人憚シロキリ之シロキリ今ハ
 萌黄ハ不憚シロキリ之

一 直垂ハ本ハ地下人五位至官の者の服也堂上の人シロキリの着袴ハ
 履シロキリも何シロキリハ鹿苑院將軍義満公の比より堂上シロキリハ若
 用志シロキリの之シロキリ半上シロキリは若シロキリハ六袖シロキリぐりの袂シロキリ何シロキリ是地シロキリ下シロキリの垂シロキリと
 口シロキリえシロキリるシロキリぐシロキリハ本ハ武家シロキリの袖シロキリ括シロキリ何シロキリ也今關東シロキリの制

一ハ袖括シロキリありシロキリ落シロキリげシロキリありシロキリ

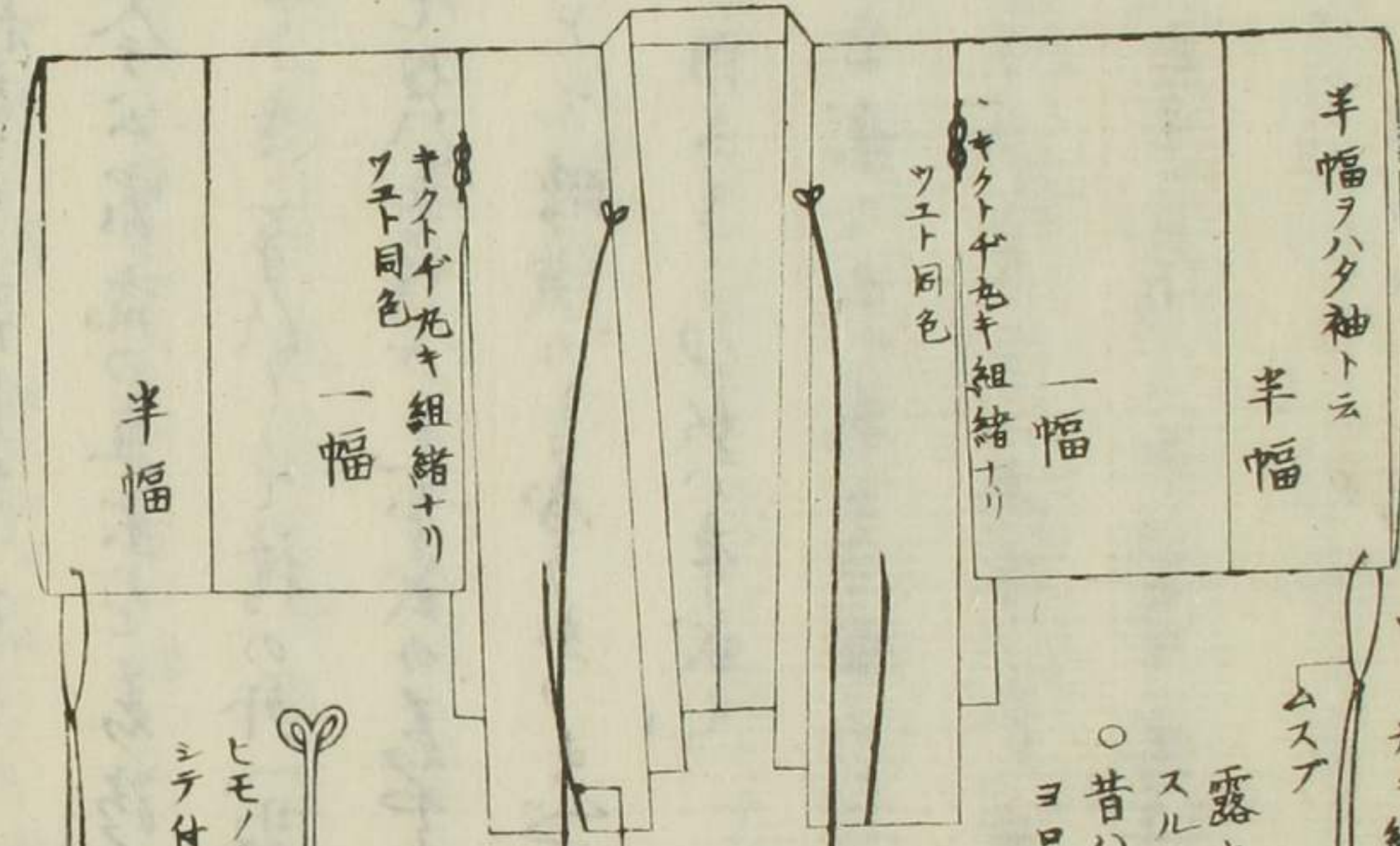
一 或人云今公家シロキリ流シロキリの直垂シロキリを若シロキリ袴シロキリを見シロキリハ垂シロキリの巾シロキリを
 袴シロキリの巾シロキリ小シロキリきシロキリこシロキリまシロキリひシロキリてシロキリ袴シロキリの外シロキリ出シロキリてシロキリ若シロキリ細シロキリきシロキリ帯シロキリを上シロキリ
 口シロキリはシロキリせシロキリ也シロキリ垂シロキリは是シロキリ本シロキリ武シロキリの若シロキリ若シロキリ成シロキリ也シロキリと云シロキリ是シロキリハ赤シロキリかけ
 ひシロキリこれシロキリと云シロキリ略シロキリ儀シロキリのシロキリきシロキリ若シロキリ若シロキリと云シロキリ是シロキリハ赤シロキリかけ
 也シロキリ袴シロキリの巾シロキリ小シロキリきシロキリこシロキリまシロキリひシロキリてシロキリ

一 ひとえ垂シロキリと云シロキリハ表シロキリもシロキリ常シロキリのシロキリひシロキリこれシロキリ也シロキリうシロキリ若シロキリの垂シロキリ何シロキリ
 故シロキリまシロキリぎシロキリ也シロキリ若シロキリハ單シロキリ垂シロキリと云シロキリハ單シロキリ垂シロキリをシロキリひシロキリたシロキリこれシロキリ
 げシロキリりシロキリ云シロキリ也シロキリうシロキリ若シロキリの垂シロキリ若シロキリ記シロキリす

一 直垂古シロキリヨリテ
 リ公家ニテモ武
 家ニテモ紋付ル
 單ハナシ今ノ武
 家ニテモ紋ツケ
 ヲレテ

○直垂前

布直垂ハ布
幅狭キチ
ルコハ袖ヲ二
幅ニスルナリ



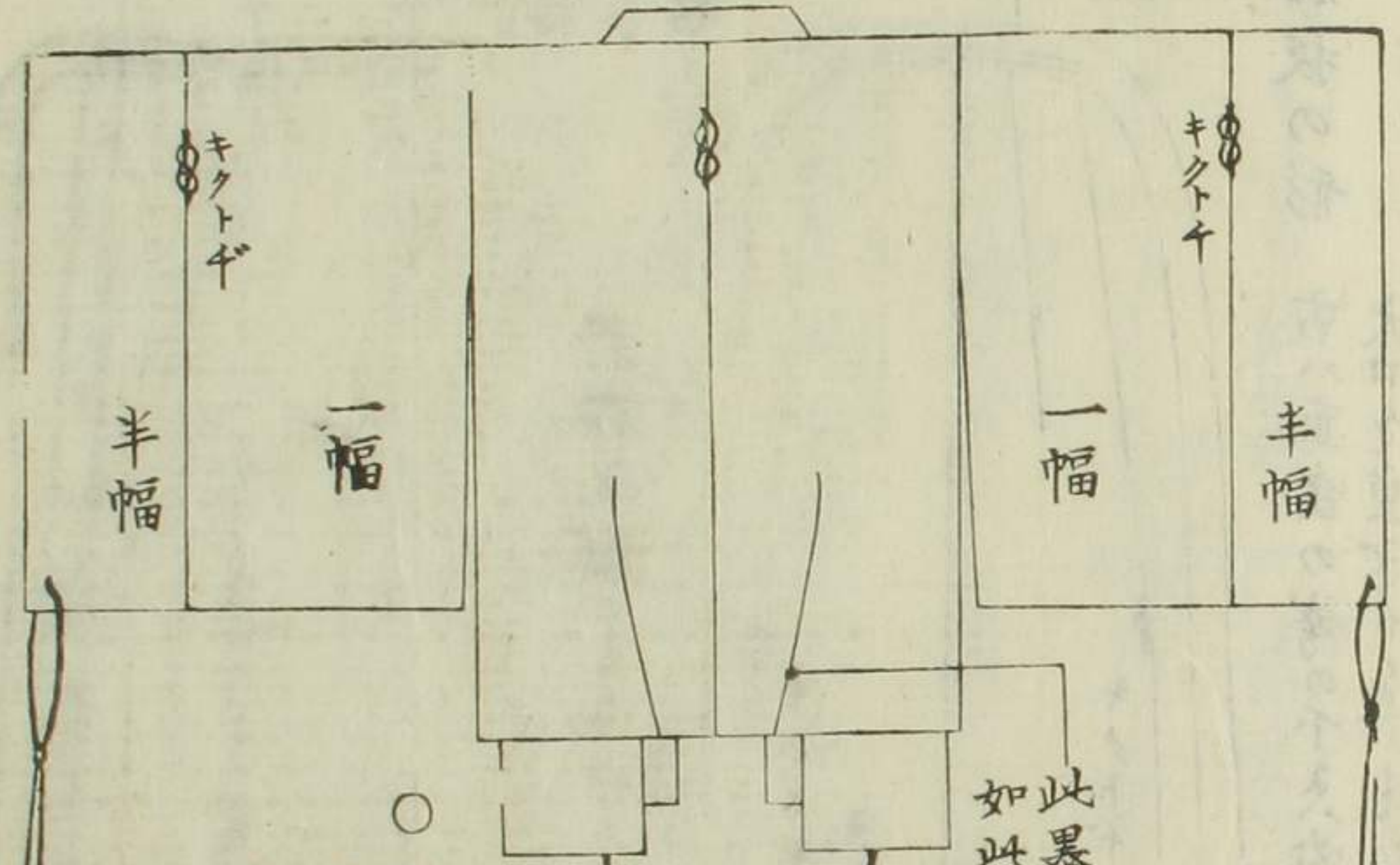
ワユ丸キ組緒也色定ラス
ムスブ

露キクトギムナヒモヲ草ニア
スルコトモアリ布衣記ニ見タリ
昔ハフサノキクトギヲモ付タリ
ヨロシ直垂ニモアリ

ヒモ 丸キ組緒也ツエト同色
着ルトキ此墨引ノ如クヒダラ
一ツトリテキレハ着タルカタチ
ヨキナリコレヲエモンヲトルト云也
左右トモナシ

ヒモノカシラヲ如此
シテ付ルナリ

○直垂後



此墨引ノ如クヒダラトリテ着ル也
如此スレハ着タル所ヨキ也前後同シ

着スル時前後トモニスル
袴ノ内エ入ル也

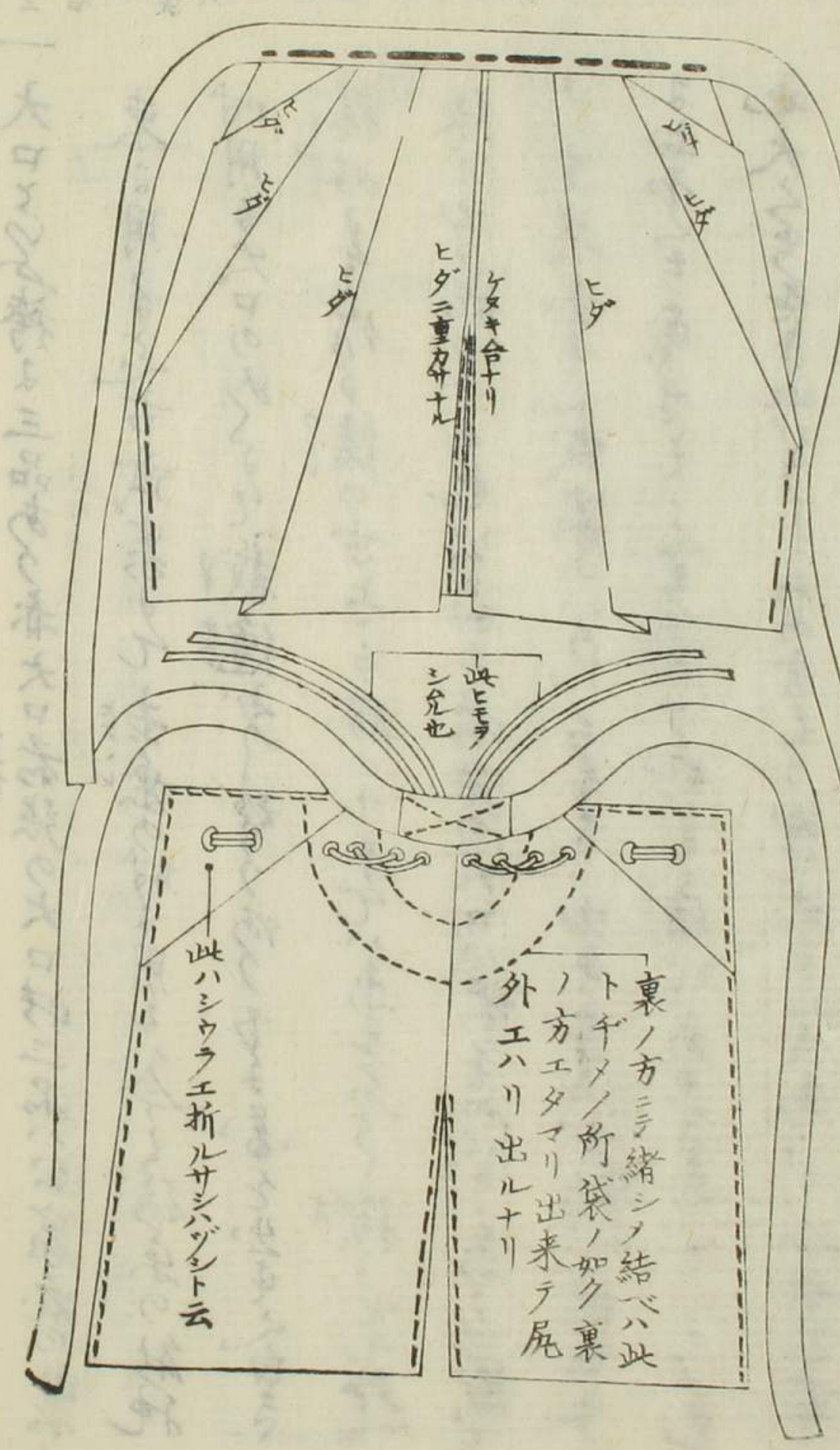
○直垂の下ハ白キ布ニテ直垂
の如ク仕立てのりニシテ
重袴キキタキ是を大帷と云
あり東帯の時の大帷ハ
トハ別也

ひやく大只のち
 ありやうがなれり
 まのきりもけり
 のまじりもけり
 大口のちもけり
 常ノ精好ニシテ
 後ハ大精好ニテ
 スル也是武家ニ用
 ル所也

長サハ足ノカウマテトツクホド之或三尺アイ引
 七寸マナ九寸マナノヒシ七寸四方前後片ニヒダ
 口傳アリ但前張ノ大口ハ紐片方ニ附一筋ヲトリ合ムスブ也前ハ三寸
 常ノ精好ニシテ後ハ大精好ニテスル也是武家ニ用ル所也

○大口前

○同後



一古の垂垂の着やうハ先大口をきき扱大巾びつを垂垂にきき
 着て次ハ垂垂の下をきき扱大巾びつを垂垂にきき
 大のちびつ大口を用るやう也

一顯文紗の垂垂ハ六顯文六カンをあつたやうとよそカ
 を織る紗もて垂垂を作りしやう也

一白垂垂の子糸ハ同書ハ法統よりて白き垂垂ハ大巾
 びつやうきき扱大巾びつを垂垂にきき
 白垂垂めしやう也 中糸山崎年中行ふに元より又糸ハ
 白垂垂の時又白直垂ハ金紋をききしやう也 紙印好
 菊とら木をきき由元より又宗五一冊扱出ハ懸別白き

白垂を正装は是ハ公方様も是ハ元服也一段の正装ハ
正装ハ云々 紙ひわうハ云々
ぜんよりあり

一 白き白垂ハ金箔付て紋を付たり有糸ハ白垂ハ正装ハ

より大にびりり白きひりりれを正装又時よりは箔付
て我家の紋を付するを正装云々貞治六年三月廿九日

中殿御會 禁中和致
の御會 帯刀十人 將軍ノ御供太刀
ヲ帶スル役人也 左右ハ番々

曳列也其内左二番ハ伊勢七郎左衛門貞行地白の白垂ハ
金箔を以て不々蝶を押も白太刀を佩と系圖の一本可

見元方 永享二年七月廿五日義教公大将出拜賀の時
大将出拜賀とハ大将ハ
ありおハ此記をヤと云 帯刀十二番二行白垂ハ金銀地箔

を以て紋を押も是ハ元服記也云々白垂とハ云々也
必白垂也也 あり 帯刀と云々也

一 漆ハ白垂ハ金箔箔付て紋付たり有糸義教公の正装

服記ハ永享二年七月廿五日大将出拜賀の時侍所赤松
伊豫守義雅ハ出立の事を記して僕ハ紺の白垂ハ銀箔付て
文を押もとあり 僕ハ家来
の事ナリ

一直垂ハ素襖ハ白垂ハ元ものと云々有糸ハ白垂ハ正装ハ

れハ白垂ハ正装ハ云々也裏衣の白垂ハ正装ハ正装ハ
糸ハ白垂ハ正装ハ云々也此の條格公家のめハ云々ハ白垂ハ正装ハ
云々也能ハ云々也寛正五年礼河原勅進能棧為の

忠見の家集
 あは上右ハ公家
 用ひしれ〜〜
 忠見の家集
 あは上右ハ公家
 用ひしれ〜〜
 忠見の家集
 あは上右ハ公家
 用ひしれ〜〜

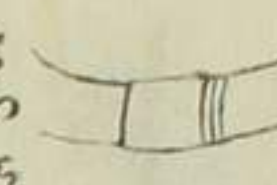
圖ツ申サル樂ガク元シはあふ袴也初日ハ黄色二日ハ淺黄三日ハかゝ元袴
 とあり掛サずルふ公家方の装束はかゝ元オリモノ織物と云ふべきを也
 ハ織物の上はぬひ袴をさする也といふ是は准ジん考也ハ素襖
 也垂シあどのかゝ相と云滌扱も下地を何色も滌んを上を
 別の色もて紋唐草などを際出サる物あぶ〜今どんす〜
 〱あぶ〜云類を極めきれ

表ウラ赤ウチの也垂と云物あり糸は書も云うも赤はきくあきさうふ
 紋をぬひぬ付は白く付さるゝの能く〜古より付は又弾正
 判官の人ハ地を思ひ紋は蝶を付しれハ表腰あう〜表腰
 表ウラと膝ヒを云こ 余の官の人ハき〜〜比常のらう赤ハ腰せいごせ

〱あぶ〜此きぬあぶ〜〱あハひもき〜とちも常のごとく
 紫草はあふのひもより少廣る〜菊とち同大あ〜
 〱あ〜又云大の〜び〜裏赤の時大く〜び〜用多時と 襦ニ子のきや
 ちんをさ〜云〜道照愚草と云うも赤の紋のりハ家ハの紋
 付ハ方もハ大略松竹菊麩などを付ハ異相イサハあ〜紋あ〜不付ハ
 色ハあきさ〜といふ又を外の色をも用ハはぬひもの付扱も同
 前袖の下は三四寸つゆをむまびさげい〜ハ大略紫草もてハ
 一直垂の腰の留扱単也垂ハ表赤も同〜道照愚草と云帯
 の留扱前脇ハぬ結て取扱〜後腰の帯ささきの廣き〜を也て
 ぬハ糸〜ゆ〜云腰の留扱前〜帯のごとく結てしれを

取よせて後腰のききをひらげて膝の腰をほくそくほく

〜九く〜上より下へ二重丸おのひ苗〜た〜



此也 前より後のごとく結ぶ 若腰の事也結ぶ時 タテハニヒ

若腰の紐のより上より下へ 引通し〜を巻あり 涉成次才古実云公家の法方不

ハ只むまひるむろりまは置は武家ハハハハのごとく

取よせて帯ひとす〜は〜おのめとす〜

うろおも大いびりも同前也云貞丈云今ハ腰を巻る

あまりを長く〜れ下る人あり古ハあきるあり

一 涉成次才古実云公方様は即〜れ涉年〜ハハハハ時

ハきをわく〜め〜れ也法年〜れハハハハハハハハハハ

くめ〜れ也案〜少云公方様は〜れハハハハハハハハハハ

以下不定ハ但正月ハ白きを〜ハ高倉殿ハ調進ハハハハ

法年〜れハハ何れのきもうす〜成ハ

一 今の世布の垂垂ハ家の紋付〜を大紋〜名は〜布垂垂ハ

鹿苑院殿 義端 乃耐より始也ハハ三光院内府実澄公

の記ハ見え〜布の垂垂ハ室町記ハも〜元〜大紋と云

名 西三条装束 又〜おのひ〜也ハハ家の紋を〜ハ

布ハあ〜す精好也今の大紋の紋付格古の裏ハ垂垂の紋ハ

分れを〜ハ〜ハ物あり〜大紋と裏裏と似る物あり

とも遠〜ハあり紐菊と〜 スアハハ草也大紋ハ 古の裏

付^{ヒヤウモシ}平文とハ豹文^{ヒヤウモシ}の多也^{ヒヤウモシ}
わん^{ヒヤウモシ}とハ^{ヒヤウモシ}素袍^{ヒヤウモシ}の紋を^{ヒヤウモシ}き^{ヒヤウモシ}ふ^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}也^{ヒヤウモシ}今^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}加^{ヒヤウモシ}賀^{ヒヤウモシ}
紋^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}云^{ヒヤウモシ}お^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}ご^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}一^{ヒヤウモシ}條^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}ま^{ヒヤウモシ}れ^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}可^{ヒヤウモシ}ハ^{ヒヤウモシ}素^{ヒヤウモシ}垂^{ヒヤウモシ}
を^{ヒヤウモシ}今^{ヒヤウモシ}も^{ヒヤウモシ}つ^{ヒヤウモシ}か^{ヒヤウモシ}つ^{ヒヤウモシ}よ^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}我^{ヒヤウモシ}紋^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}緑^{ヒヤウモシ}青^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}て^{ヒヤウモシ}云^{ヒヤウモシ}一^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}大^{ヒヤウモシ}帷^{ヒヤウモシ}
は^{ヒヤウモシ}ま^{ヒヤウモシ}祿^{ヒヤウモシ}て^{ヒヤウモシ}着^{ヒヤウモシ}る^{ヒヤウモシ}も^{ヒヤウモシ}あり^{ヒヤウモシ}又^{ヒヤウモシ}祿^{ヒヤウモシ}ご^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}ふ^{ヒヤウモシ}も^{ヒヤウモシ}あり^{ヒヤウモシ}花^{ヒヤウモシ}法^{ヒヤウモシ}不^{ヒヤウモシ}行^{ヒヤウモシ}事^{ヒヤウモシ}
記^{ヒヤウモシ}は^{ヒヤウモシ}云^{ヒヤウモシ}太^{ヒヤウモシ}刀^{ヒヤウモシ}帶^{ヒヤウモシ}皆^{ヒヤウモシ}金^{ヒヤウモシ}銀^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}ひ^{ヒヤウモシ}や^{ヒヤウモシ}う^{ヒヤウモシ}も^{ヒヤウモシ}ん^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}素^{ヒヤウモシ}垂^{ヒヤウモシ}着^{ヒヤウモシ}せ^{ヒヤウモシ}り^{ヒヤウモシ}見^{ヒヤウモシ}之^{ヒヤウモシ}
より^{ヒヤウモシ}素^{ヒヤウモシ}垂^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}熱^{ヒヤウモシ}袴^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}根^{ヒヤウモシ}み^{ヒヤウモシ}の^{ヒヤウモシ}き^{ヒヤウモシ}銀^{ヒヤウモシ}ダ^{ヒヤウモシ}ミ^{ヒヤウモシ}ニ^{ヒヤウモシ}ス^{ヒヤウモシ}ル^{ヒヤウモシ}ト^{ヒヤウモシ}云^{ヒヤウモシ}一^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}紋^{ヒヤウモシ}ハ^{ヒヤウモシ}豹^{ヒヤウモシ}文^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}
付^{ヒヤウモシ}くる^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}根^{ヒヤウモシ}筋^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}く^{ヒヤウモシ}だ^{ヒヤウモシ}と^{ヒヤウモシ}う^{ヒヤウモシ}を^{ヒヤウモシ}云^{ヒヤウモシ}也^{ヒヤウモシ}

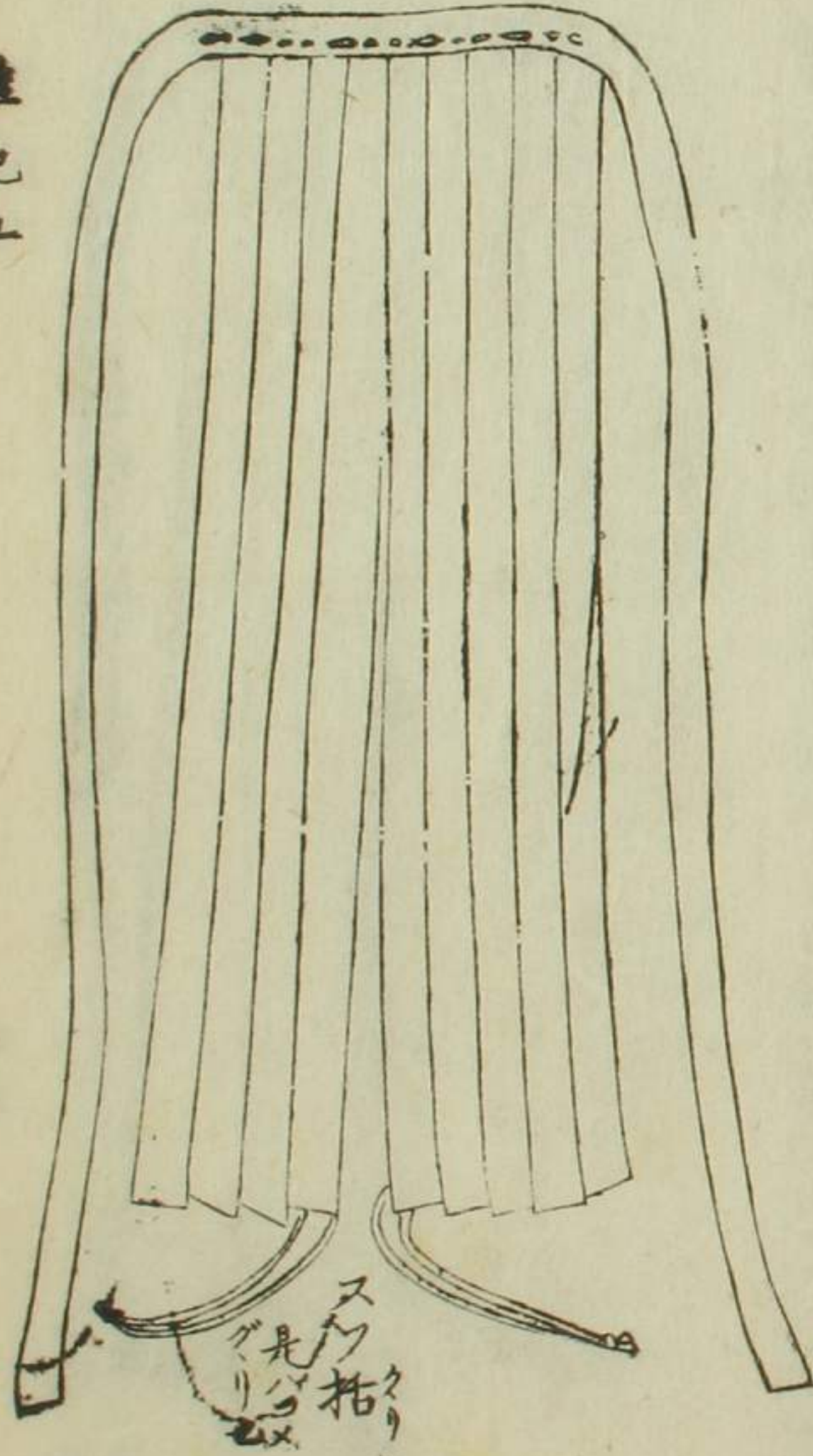
一直^{ヒタハレ}垂^{カリキヌ}狩^{カリキヌ}衣^{カリキヌ}など^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}い^{カリキヌ}り^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}一^{カリキヌ}位^{カリキヌ}無^{カリキヌ}官^{カリキヌ}の^{カリキヌ}人^{カリキヌ}中^{カリキヌ}間^{カリキヌ}小^{カリキヌ}者^{カリキヌ}など^{カリキヌ}も^{カリキヌ}着^{カリキヌ}け^{カリキヌ}り^{カリキヌ}也^{カリキヌ}大^{カリキヌ}的^{カリキヌ}大^{カリキヌ}追^{カリキヌ}物^{カリキヌ}笠^{カリキヌ}楯^{カリキヌ}など^{カリキヌ}の^{カリキヌ}旧^{カリキヌ}記^{カリキヌ}を^{カリキヌ}見^{カリキヌ}て^{カリキヌ}知^{カリキヌ}る^{カリキヌ}べ^{カリキヌ}し^{カリキヌ}今^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}武^{カリキヌ}

家^{カリキヌ}日^{カリキヌ}侍^{カリキヌ}従^{カリキヌ}以^{カリキヌ}上^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}素^{カリキヌ}垂^{カリキヌ}四^{カリキヌ}位^{カリキヌ}の^{カリキヌ}人^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}狩^{カリキヌ}衣^{カリキヌ}諸^{カリキヌ}大^{カリキヌ}夫^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}大^{カリキヌ}紋^{カリキヌ}等^{カリキヌ}次^{カリキヌ}
一^{カリキヌ}位^{カリキヌ}世^{カリキヌ}友^{カリキヌ}の^{カリキヌ}人^{カリキヌ}布^{カリキヌ}衣^{カリキヌ}其^{カリキヌ}次^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}素^{カリキヌ}襖^{カリキヌ}と^{カリキヌ}淨^{カリキヌ}法^{カリキヌ}を^{カリキヌ}定^{カリキヌ}む^{カリキヌ}水^{カリキヌ}等^{カリキヌ}か^{カリキヌ}
一^{カリキヌ}位^{カリキヌ}の^{カリキヌ}事^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}正^{カリキヌ}代^{カリキヌ}と^{カリキヌ}ふ^{カリキヌ}より^{カリキヌ}て^{カリキヌ}法^{カリキヌ}式^{カリキヌ}が^{カリキヌ}正^{カリキヌ}事^{カリキヌ}也^{カリキヌ}

一^{カリキヌ}素^{カリキヌ}垂^{カリキヌ}袖^{カリキヌ}袴^{カリキヌ}の^{カリキヌ}括^{カリキヌ}の^{カリキヌ}る^{カリキヌ}は^{カリキヌ}供^{カリキヌ}故^{カリキヌ}実^{カリキヌ}云^{カリキヌ}淨^{カリキヌ}法^{カリキヌ}の^{カリキヌ}可^{カリキヌ}袴^{カリキヌ}の^{カリキヌ}も^{カリキヌ}を^{カリキヌ}出^{カリキヌ}す^{カリキヌ}
又^{カリキヌ}入^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}見^{カリキヌ}る^{カリキヌ}と^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}内^{カリキヌ}の^{カリキヌ}方^{カリキヌ}を^{カリキヌ}入^{カリキヌ}る^{カリキヌ}と^{カリキヌ}お^{カリキヌ}し^{カリキヌ}入^{カリキヌ}れ^{カリキヌ}も^{カリキヌ}ゆ^{カリキヌ}べ^{カリキヌ}し^{カリキヌ}也^{カリキヌ}
乃^{カリキヌ}方^{カリキヌ}を^{カリキヌ}入^{カリキヌ}れ^{カリキヌ}ぬ^{カリキヌ}る^{カリキヌ}も^{カリキヌ}そ^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}又^{カリキヌ}表^{カリキヌ}布^{カリキヌ}など^{カリキヌ}の^{カリキヌ}時^{カリキヌ}も^{カリキヌ}す^{カリキヌ}袴^{カリキヌ}を^{カリキヌ}入^{カリキヌ}す^{カリキヌ}の^{カリキヌ}も^{カリキヌ}
一^{カリキヌ}位^{カリキヌ}の^{カリキヌ}事^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}不可^{カリキヌ}出^{カリキヌ}す^{カリキヌ}と^{カリキヌ}云^{カリキヌ}は^{カリキヌ}も^{カリキヌ}を^{カリキヌ}き^{カリキヌ}守^{カリキヌ}四^{カリキヌ}五^{カリキヌ}分^{カリキヌ}斗^{カリキヌ}志^{カリキヌ}り^{カリキヌ}と^{カリキヌ}云^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}云^{カリキヌ}く^{カリキヌ}按^{カリキヌ}古^{カリキヌ}代^{カリキヌ}常^{カリキヌ}着^{カリキヌ}用^{カリキヌ}の^{カリキヌ}素^{カリキヌ}垂^{カリキヌ}ハ^{カリキヌ}袖^{カリキヌ}口^{カリキヌ}も^{カリキヌ}も^{カリキヌ}く^{カリキヌ}と^{カリキヌ}云^{カリキヌ}あり^{カリキヌ}
袴^{カリキヌ}も^{カリキヌ}す^{カリキヌ}と^{カリキヌ}云^{カリキヌ}る^{カリキヌ}も^{カリキヌ}あり^{カリキヌ}し^{カリキヌ}と^{カリキヌ}見^{カリキヌ}ゆ^{カリキヌ}お^{カリキヌ}た^{カリキヌ}り^{カリキヌ}と^{カリキヌ}考^{カリキヌ}へ^{カリキヌ}し^{カリキヌ}志^{カリキヌ}極^{カリキヌ}殿^{カリキヌ}
一^{カリキヌ}位^{カリキヌ}大^{カリキヌ}夫^{カリキヌ}尾^{カリキヌ}崎^{カリキヌ}大^{カリキヌ}和^{カリキヌ}守^{カリキヌ}祝^{カリキヌ}云^{カリキヌ}常^{カリキヌ}の^{カリキヌ}素^{カリキヌ}垂^{カリキヌ}袖^{カリキヌ}の^{カリキヌ}端^{カリキヌ}を^{カリキヌ}袋^{カリキヌ}縫^{カリキヌ}

○ 指貫前

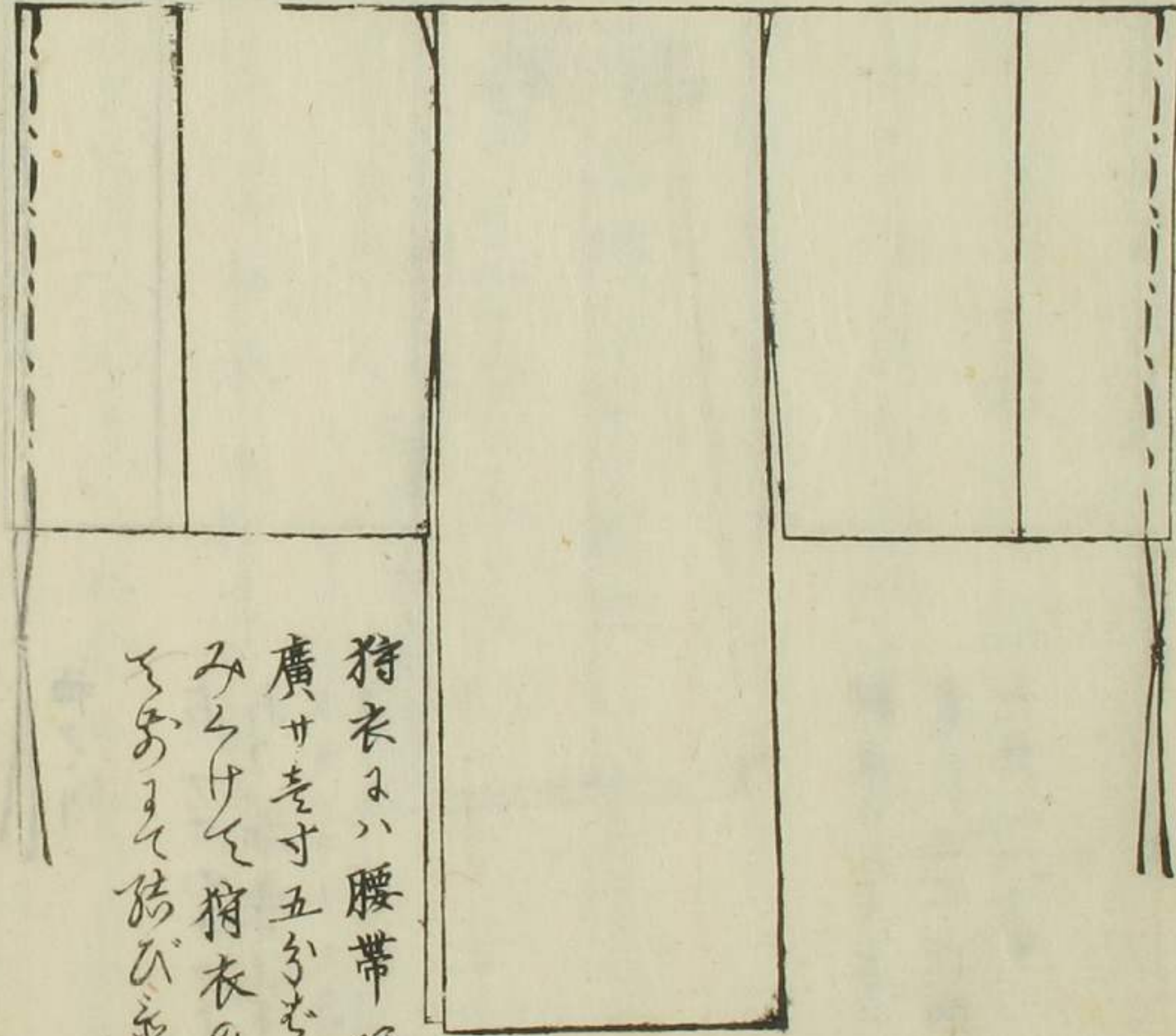
雜記五



其

一狩衣の時着る袴ハさうぬきと云袴也色ハ淺黄あり腰上
 ざりありまをふくむ緒ありくくも袴あり地ハ平縮糸文あり
 公家ハ後物を用ふる武家ハ丸んぐあきをを用ゆる也
 緒ハき組緒也

● 狩衣後



狩衣ハ腰帶ありさうぬき
 廣サ五寸五分をりりくた
 みらけく狩衣の上より後
 とあり結び並あり單廻り也

古今書聞集卷八
好色ノ部五葉金盞
寺正宮ま子まと云
聖御衣ありや中ま界
綾沙の両面の水干は
袖はむける者の居
るをぬふるけも
は家の正とごの格をき
なりまり右面と左表
兼中ともままといふ
一は又あつまのをも
あつるあり
扶桑書也をよ求
早トアリ
東鑑卷十三佐美
ノ水干と云リ

長袴の代は、用は程よ少く、ゆて、花は、ゆのよひの時、是の

見、ゆ、ハ、尾、就、ハ、又、云、ま、あ、ふ、ち、の、留、く、こ、ぎ、ぬ、お、む、の、留、あ、ど、れ

紋の多き者は、圓は、こ、ぬ、が、結を、一は、云、く、小、袴は、紋付のものあり、

一葛袴と云、も、ら、布、を、縫、さ、指、貫、也、ま、を、の、く、を、の、所、を

絹のき、れ、を、縫、つ、ぎ、し、て、中、を、結、を、通、ま、し、着、布、を、ハ、こ、き、て

こ、ら、ぬ、あ、つ、大、的、の、耐、水、干、ら、ぬ、袴、を、着、ま、さ、り、大、的、の、書

ハ、見、一さり、ま、ま、は、は、は、結、の、こ、け、ハ、
七八寸まりあり

一水干の多しは、立、振、狩、衣、の、ご、う、袴、ハ、垂、垂、の、ぬ、地、ハ、紗、結、好

練、平、絹、小、之、あ、し、も、定、あ、し、多、ハ、白、を、用、ま、し、菊、と、ま、り、ハ、結、を

ゆ、ゆ、ゆ、元、菊、の、花、の、ご、う、一、平、く、り、て、一、和、ま、り、つ、り、付、る、事

一所後、ハ、四、所、付、る、紐、ハ、九、組、の、結、也、き、く、と、ゆ、も、紐、の、を、も、ち、垂

糸、の、紐、ハ、え、り、の、上、う、ご、う、付、り、後、の、紐、ハ、志、重、の、後、の、其、中、小

付、り、之、糸、紐、短、く、後、紐、長、く、大、的、の、耐、ハ、紙、折、葉、水、色、小、の

水、干、人、の、年、の、程、ま、よ、う、く、深、べ、一、紋、ハ、ま、く、の、家、の、紋、を、ぬ、ひ、物

ハ、ま、ま、一、と、大、的、の、あ、し、見、一、さ、り、武、家、ハ、紋、を、付、る、公、家、ハ、紋

付、り、れ、ど、今、時、蹴、鞠の時、水、干、と、し、志、重、の、物、ハ、水、干、ハ、何、れ、に

志、垂、ハ、似、し、る、物、也、蹴、鞠の水、干、ハ、志、重、井、家

一水干、官、服、ハ、あ、つ、官、位、あ、き、し、る、物、ハ、今、昔、物、語、卷、十、六、伯

耆、守、経、國、ハ、此、四、人、を、殺、し、し、る、物、語、ハ、左、衛、門、の、友、人、を、は、り、し、て、藏

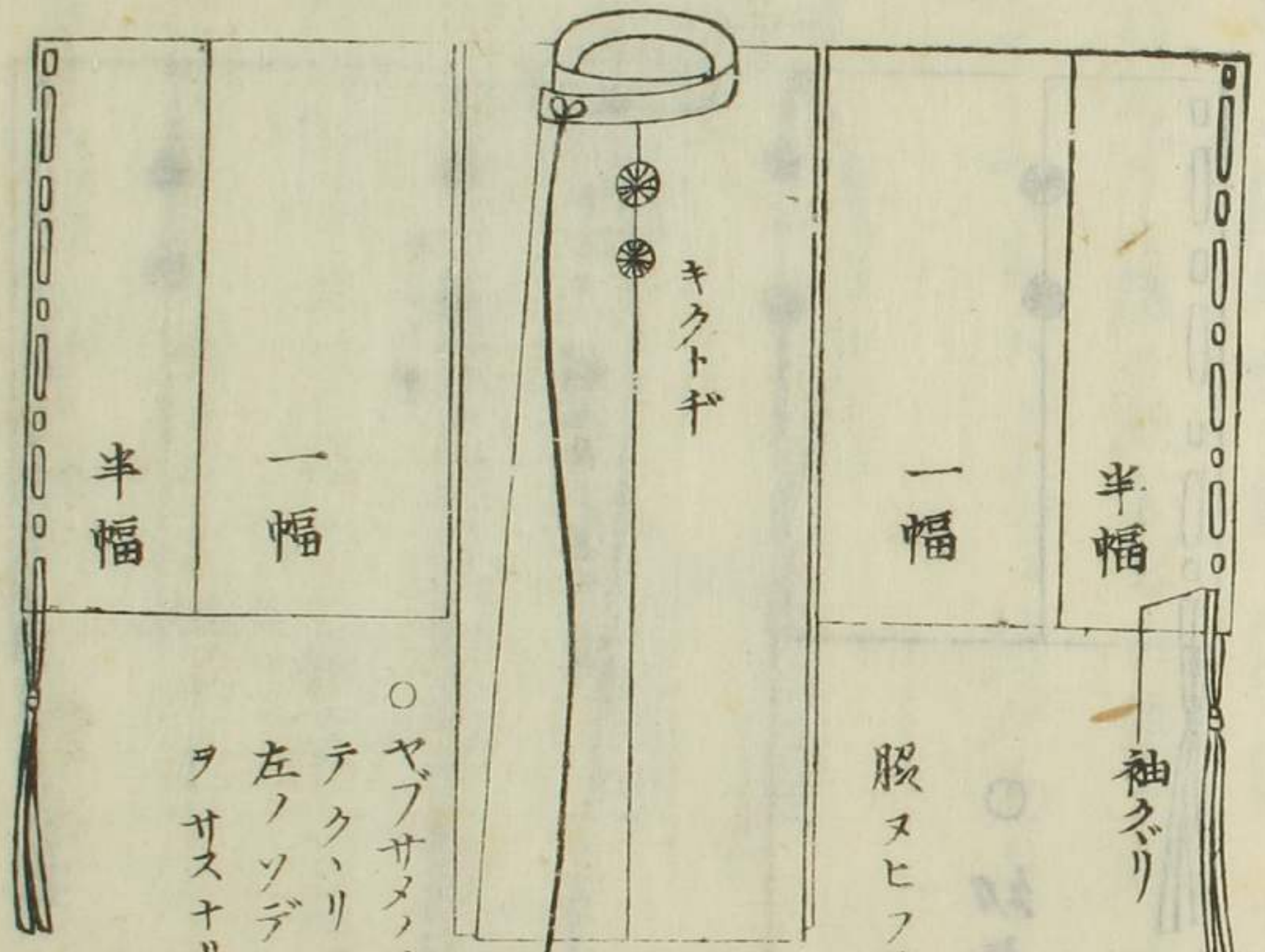
を、ひ、つ、り、せ、て、見、る、も、年、三、十、が、う、り、此、男、の、い、つ、り、水、干、装

物大白水干之重新
 中問答野菅足基知
 云元水干とて幸ハ
 甚一と腹洗ゆ事
 愚業所と試は此服
 ハ遊事の服は此種
 この儀は干の字水
 涯の性有之は川
 道徳を不用り
 出来ぬと存せしむ

来しを引出し又卷三十二觀觀上人在俗の時賊を助て緋
 布を得る物語は五十はうりあふあをらしき男水干装束し
 赤出の太刀帯々郎等世人半具しとゆあひて云く衣の卅年の
 男も五斗の男もぬま人也古ハ遊人だもあ干をさるる況
 やあハ狩あ平美さるる推し知るし水干ハ官服にあぶらう
 推も美さるる那し

一 西三条装束抄云水干紗も平緋も又さハ白
 をも何色も大納言の時さく内し着用し又陽明家
 とい大臣又希途の後も此緋重緋を長用し尤不審也

○水干前

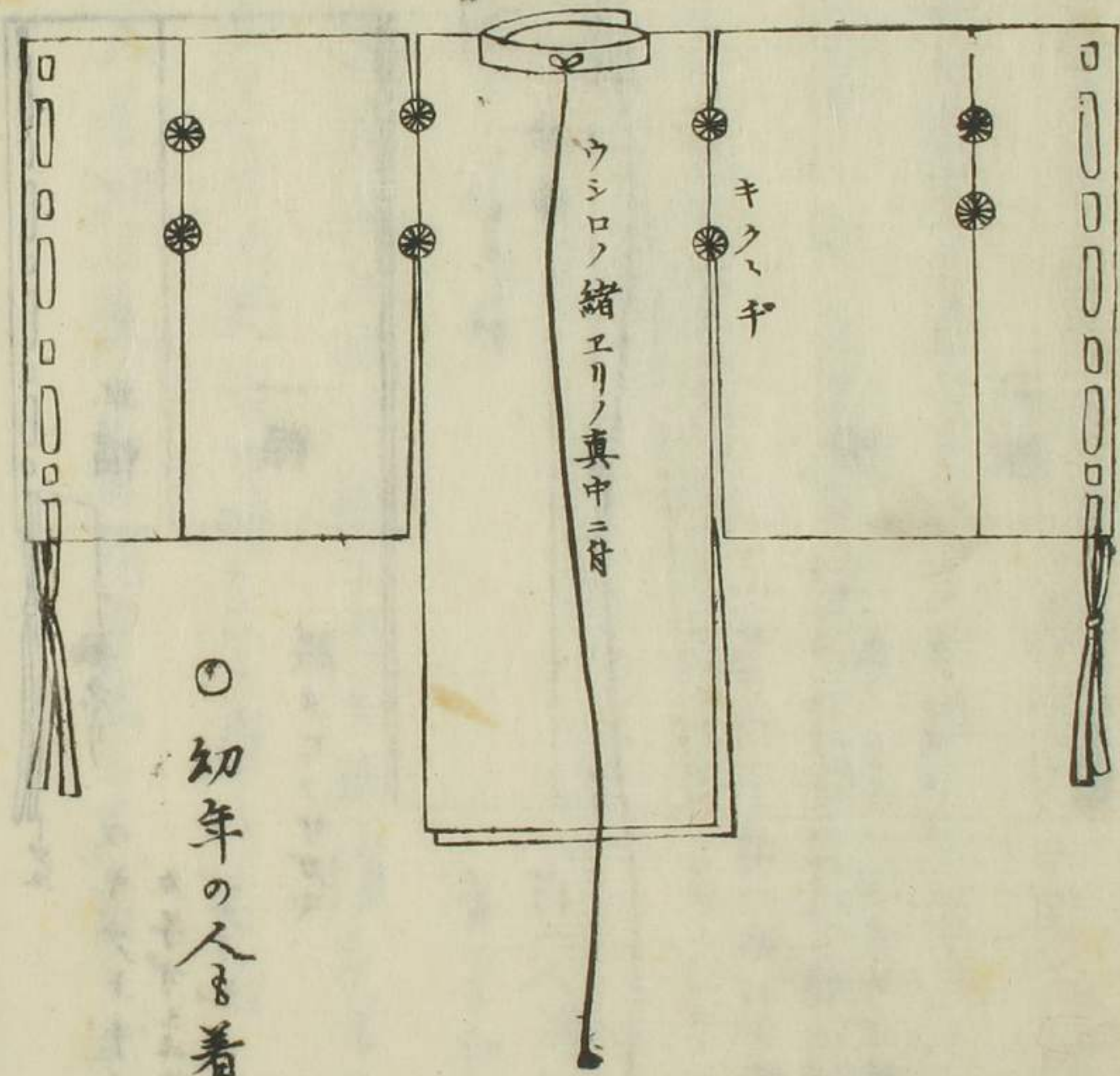


袖ナリ
 ○キクトナノ大サハ極リ
 カ子ガシニテ一寸五六も
 バカリ也
 服ヌヒフサガズ
 着はる時さるハ袴の
 内へ入てさる也
 ○ヤフサメノ時ハ袖ロラ右ノ手クビニ
 テクハリヨセテ緒ニテユヒラク也
 左ノソデハカタヌゲ也其上ニコテ
 タサスナリ

雜記五

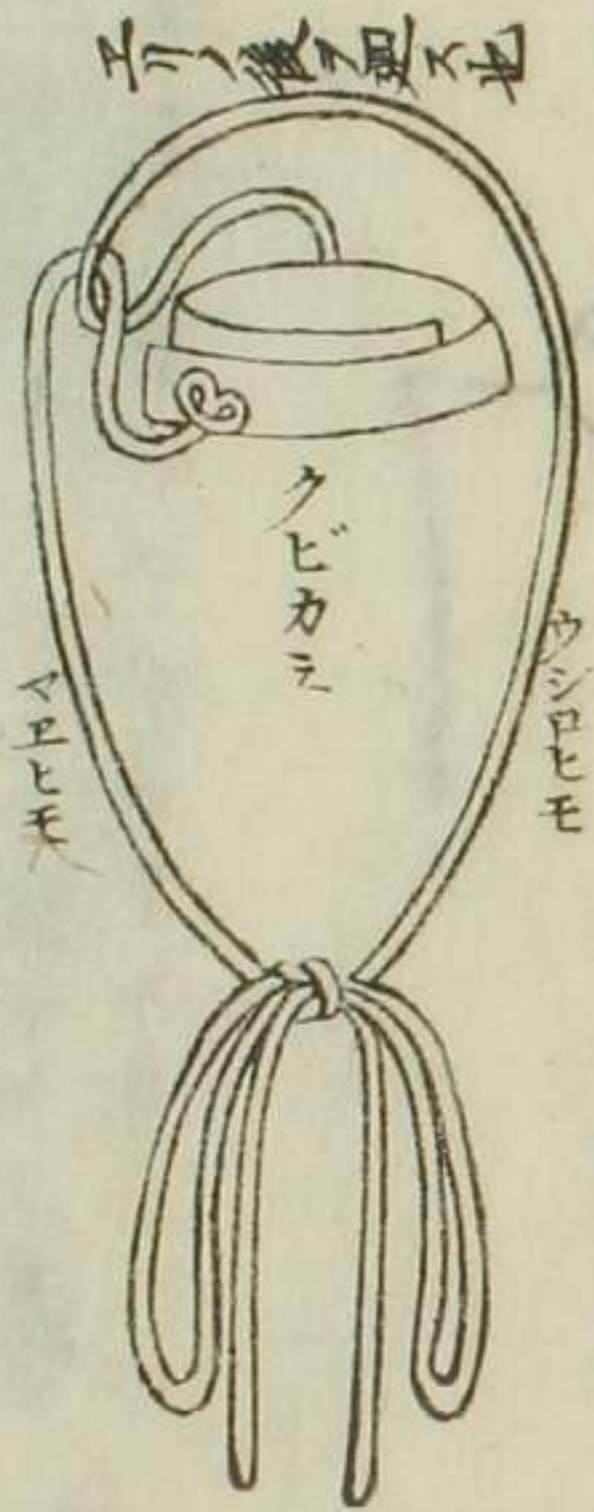
三

○水干後



○幼年の人も着る也

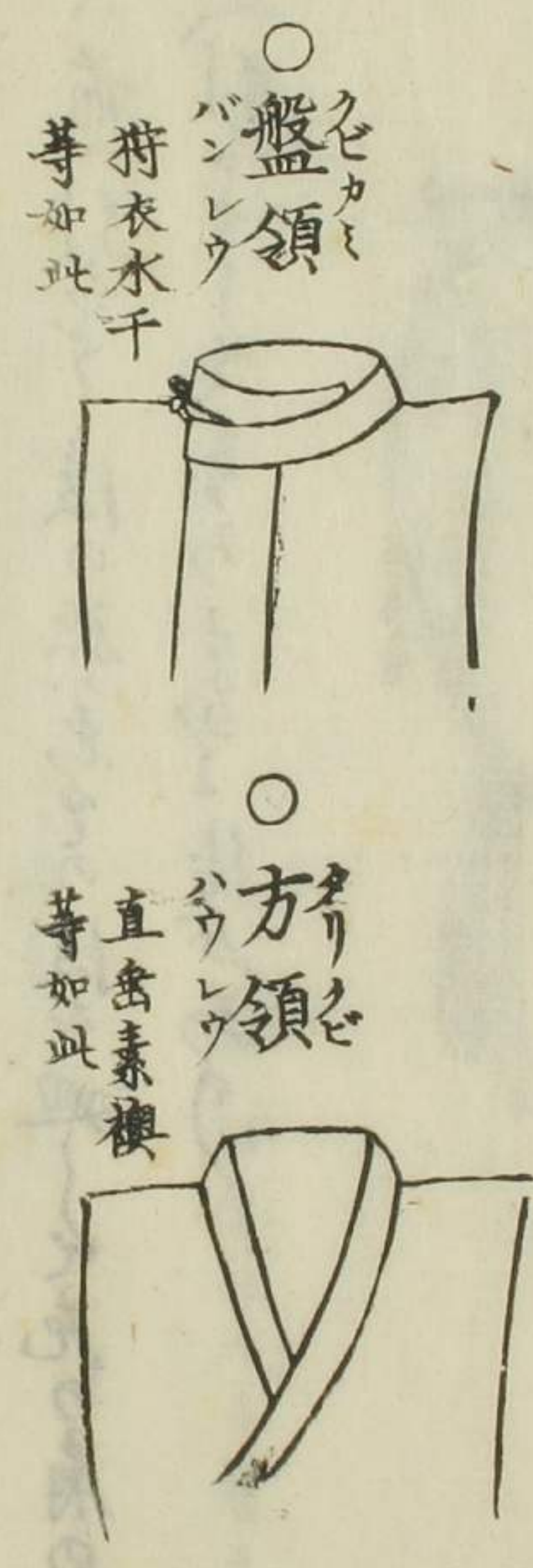
一水干のひもの後振糸の結と後の結とをちぢくしおろしてその緒ハ前引さう後の結ハ裏の後に廻して左の肩の上よりお引さうしちぢくしおろして結がある



一又らびかこのかどを内折入てたりらびあして着る事有り
永綱抄葛翁家の書也 上下水干ハ幽玄ユフダ十九間也上ハ前後の短
き物也らびかこのを内さすまおけて着るの如くして着せたり
らびと云也たりらびは紐ありたりらびあるハ衣の紐を肩より

後、付て左の紐はらびくこの折伏するさまに付て左の袂より
 糸を出て糸をまぢりてゆべし馬の糸の時、左の紐をもち、後
 より糸は同様にゆべし、云々、貞文云たり、くびは紐アリト云ハク
 タリク、くびナラバ云々ノ文ニテハタリク、くびノ時、ヒモノ付ヤウ、替ルマウ
 ニ聞ユレ、此本文ノ心ハク、くびカミノヒモヲ、其終付直サズシテ、タリ
 ク、くビニシテ、キルトキ、ノヒモノ結ヤウノ違ヲ、
 云ナリ、本文ノ書ヤウ、ワロキナリ、
 左は繪圖を著せ

先大日盤領ト盤
 ノ字ナグルトヨム、
 ロタメグルヲ云クセカコ
 ヲ略語クセカミナリ
 方領トハエリツテマ
 ロスラズ方ナルユ也
 領トラスメ著タ
 レルニヘタレクセテ轉
 語ニテタリクセト云
 ルベシ、領トハエリ



◎永干たるらびに著るる圖

左右とも、まかくのてとく、くびのこのかどを
 内へ折入て、著る事、も、何れあり



此ヒモハ、カミノ
 ウシロニ付タルヒモ
 ナリ
 古画は、此右の肩の上より
 左の己まへ、紐のまぢり、いふあり、左の永干と心、得たり

國記ニ五法長糸
 一、まぢりけんの法
 二、これまぢりけん
 三、これまぢりけん
 四、これまぢりけん
 五、これまぢりけん

一 水干の袴も直垂のごとく長袴也地も亦も上と同くあひ引の
 ありきくともその名を二ツで厄あふ付之別は繪墨も不及
 あり仕立直垂の袴は替り形

一 長袴の仕立直垂の袴の如く替り形は袖ぐらゐり紐厄ハ長
 右、短地ハまぢりけんも紗練をまも亦も定まるるあり

二 付、後ハ三所ある四所付之、きくともあひ引のものも定也
 袴も直垂の袴は替り形ありあひ引のありきくともその名を二

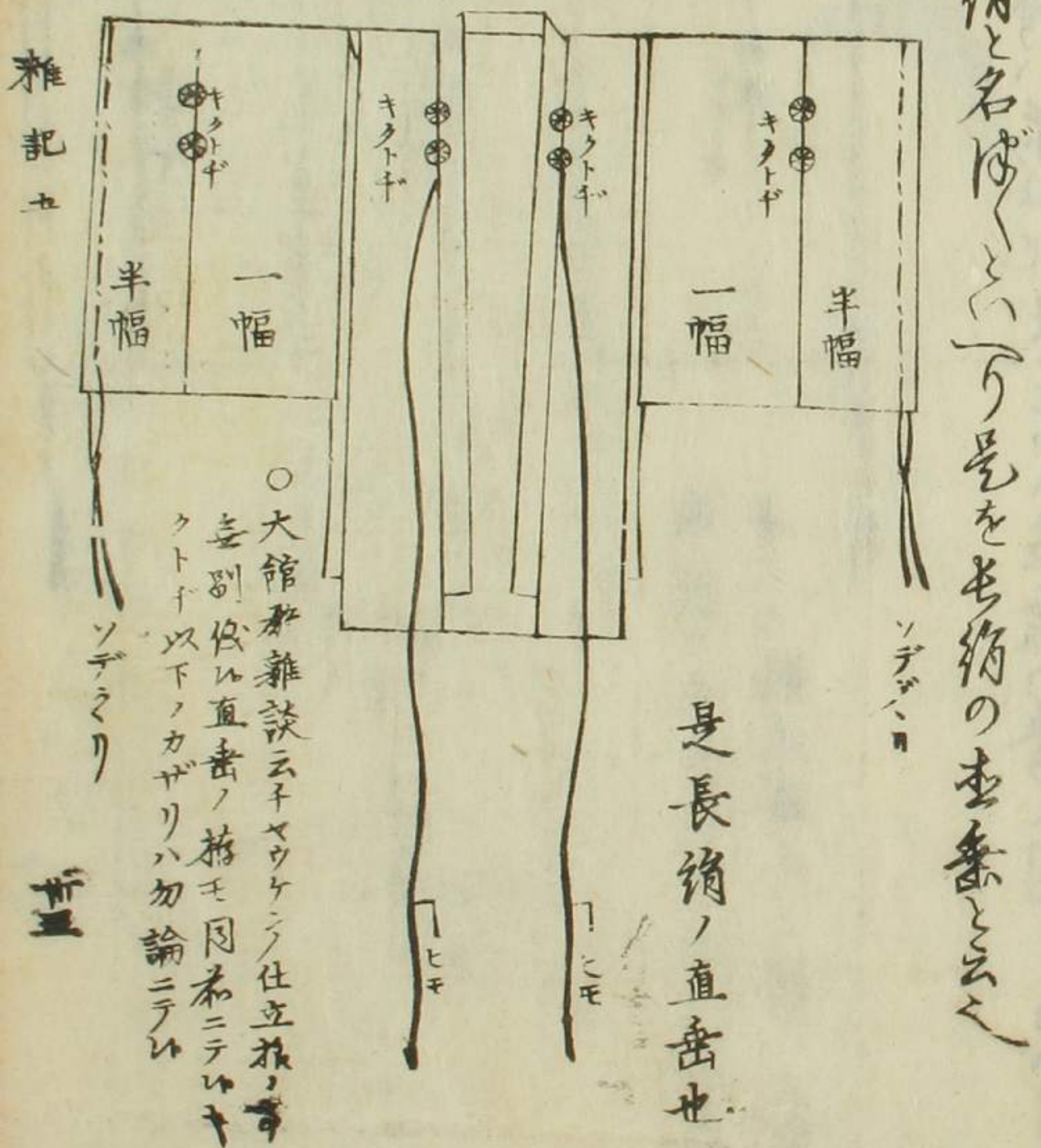
ツ、厄あふ付、糸の徳目厄ハ二寸袖下付、二ツ、四ツ付、袴腰の
 板も直垂の袴の如く或は云、一、袴ハ累あり長袴平袴

麻袴細袴也、けり恵命院僧正宣守の足利時代の人書れ、海人藥
 芥と云ふあり、裝束の長袴ハ右の長袴といふ袴を以て

長袴と名付、一、袴ハ長袴の直垂と云ふ

○ 後世長袴ト云ハ袴
 テキニ仍テ紗生
 袴等ニテ作ル也
 曾我物語卷四箱

長袴前



○ 大館新雜誌云キマウケラ仕立振、寺
 立別依ハ直垂ノ袴ト因テ云
 クトナ以下ノカガリハ勿論ニテハ
 ハソデガハ

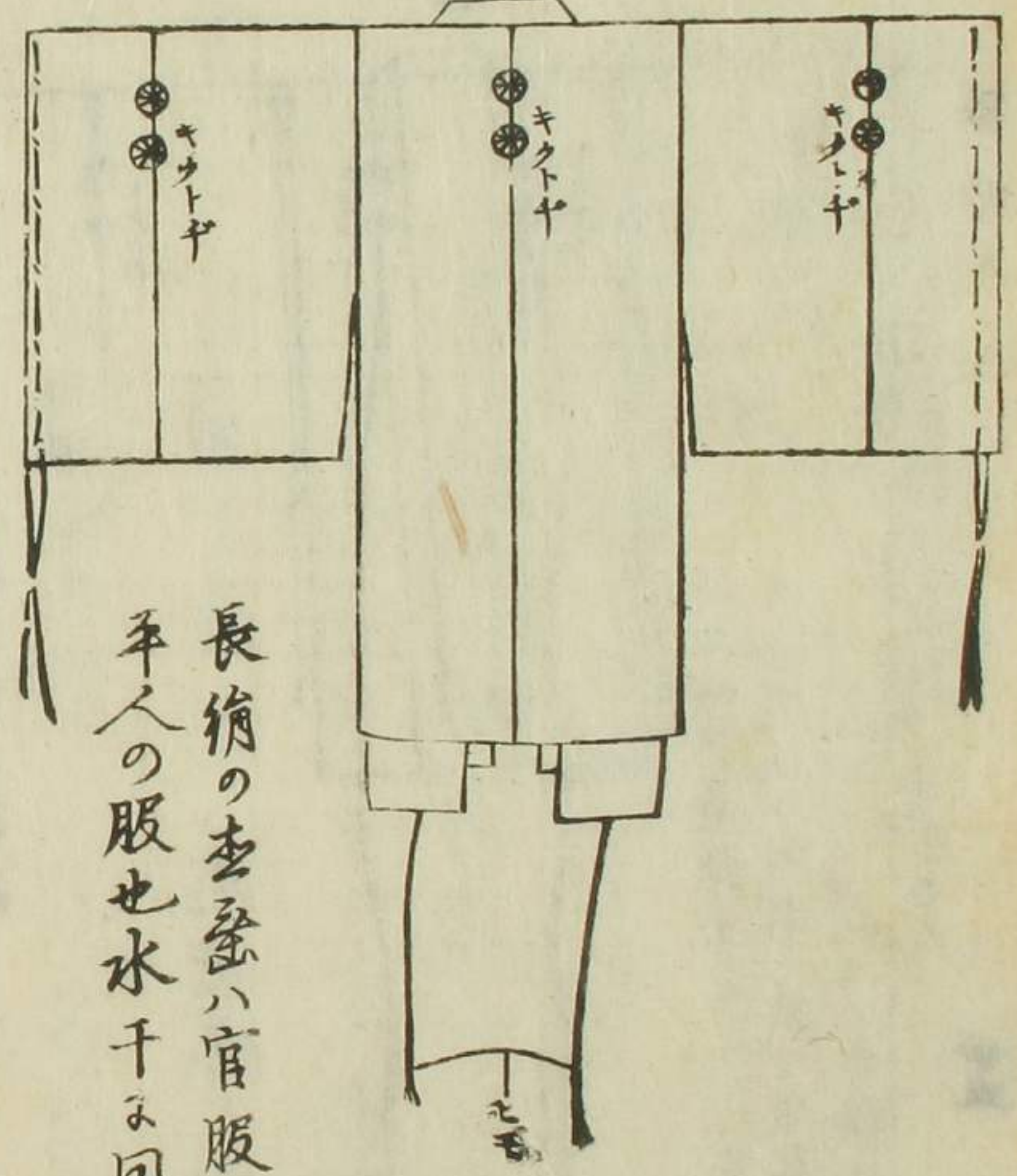
雜記五

新

長縮ノ内ニテ首ノ後ヲマハス

西三条装束抄云元服以前用之菊トヤトテ黒キヲサリ地ハスリニテモ紗ニテモ白

○長縮後



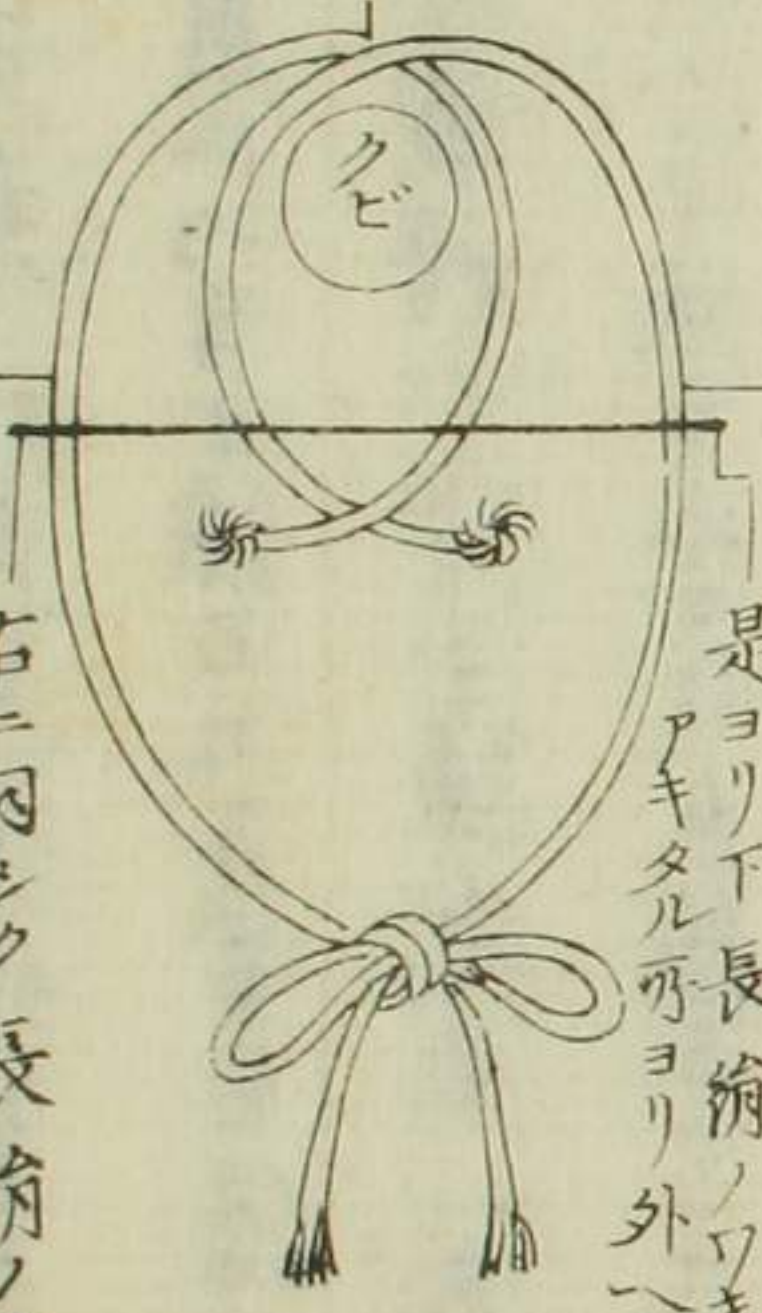
長縮の袷ハ官服ニあらず平人の服也水干ニ同ノ類也

一長縮の袴ハ前ノ記をどく並置の袴ニ同ノあい引なきをニマノ旨ふく不及

○長縮紐結様



長縮ノ内ニテ首ノ後ヲマハス



雜記五

右ニ同シク長縮ノ服ヨリ外ニ出ル是ヨリ上長縮ノ内ニ入ル

廿四

此の結や、左衣のひもを長縮のひもとの間に入れて、左衣の紐をとりあげ、そのひもの後を引、ハ、あへん、長縮の左衣の服より外へ引出、左衣をとり合せて、もは、ひも、あへん、

京師雜家ノ所藏
 以考十徳ノ着ナリ
 寛永ノ次以ニカレ可
 惜布ヲ以造リ身長
 三尺後二幅ニ幅ナ
 一尺四寸襟廣二寸分
 大頸廣八寸袖廣
 一尺五寸オタレニ尺寸
 衆積長一尺九寸廣
 上四寸下二尺其製蜂
 腰ノ八瀬ノ如シ帯
 箱廣二寸長結頭ヨリ
 ナリ知ルニム

一 ^{ジツトク}十徳のり糸くすぶと云いしハ葛布を葛布 白くても着て
 條にて用ひつる十徳の上ハ帯を仕合つる存以人あがハ犬追物
 の時ハ素襖袴の上ハ十徳を着テ葛布を持せしめてあよび
 入られしむ十徳をぬぎし葛布をきては出ひしあぢやいしこい
 貞衡云十徳ハ素襖のゆいもあがハ衣の服あきしむ物ハ十徳
 服をぬひしむ物也昔ハ葛布しては中侍ハ人袴よりきく
 してはもきく下この若ハ布をきくも中前ハ志願しきあぢ
 着きも若也侍の着きハむ事ハひもきくあぢのゆいむの
 着きハハハハ白布をきくも帯ハも也又白絹をも用
 後より廻しし若も結ひし也十徳を中前ハ志願しきと

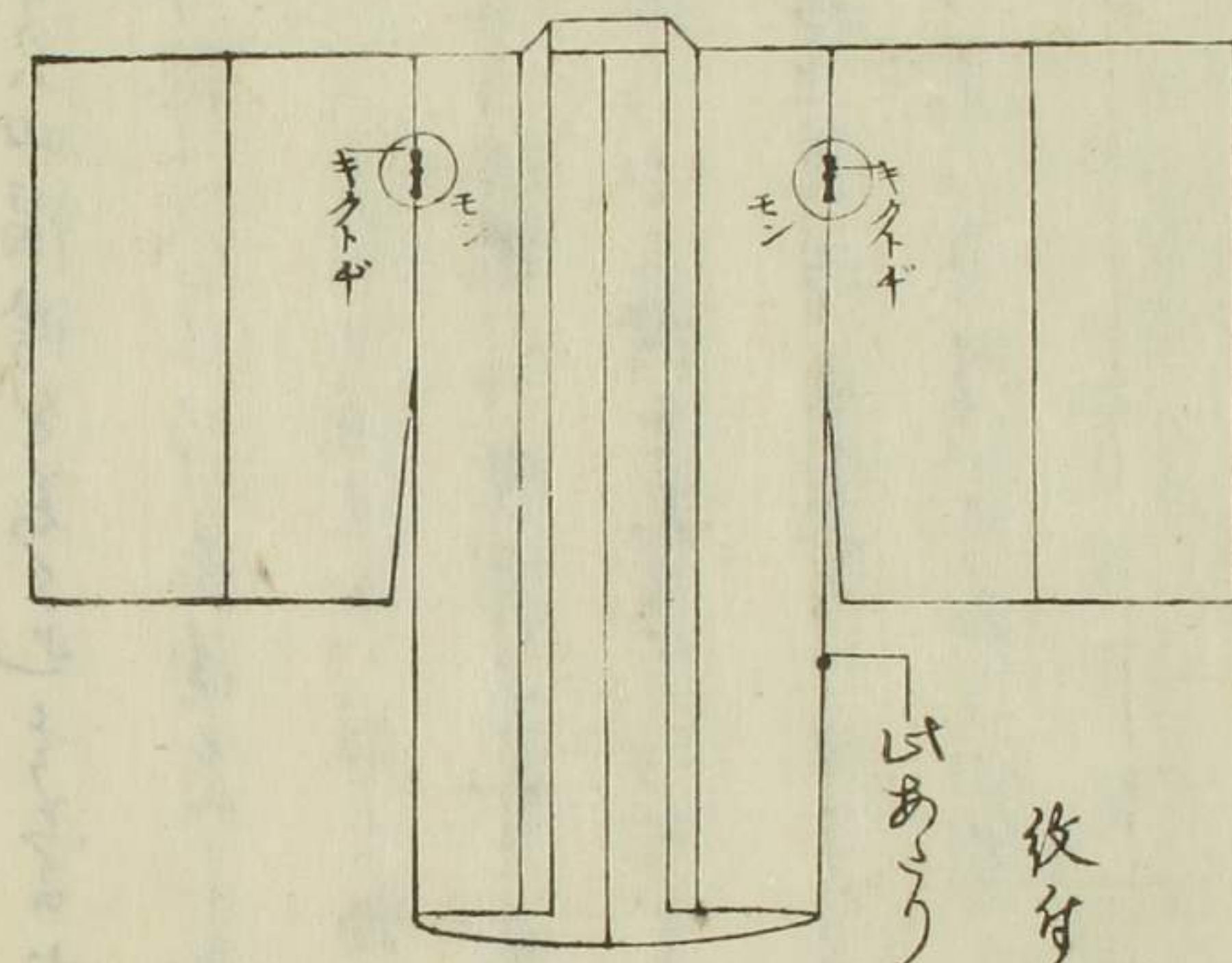
下ハ四幅袴を着る也きくハ十徳をうちつけて帯をきく
 也十徳ハ紋付のり素襖のゆいきくと帯もあぢ貞丈云今
 醫者の着る十徳もハ同一物也

一 もあぢ十徳ハハ禁制の内也と糸くすぶ書ハ云いしもあぢ
 十徳ハハハ袴を着せしめて中帯むのりして 中帯トハ少袖
の上ハも帯
 十徳をきくももあぢ十徳と云ハハ袴をきくも上ハ十徳を
 あぢ着るもきくもハもあぢ十徳ハハあぢし武雜記ハ
 たり 十徳ハハ白布の帯あり帯をせしむ
帯をけしむは帯をきくもあぢと云い

一 布衣記云白布を十徳の帯のゆい平づけしと云い康富日記
 又云文安四年四月九日糸十徳袴云ハブンヤウ草紙繪卷物 土
古

小興のきく夫モエキの十徳又淺黄はモ千筋黒は引くを
 侍エホシるも袴ハ不長あり

徳前



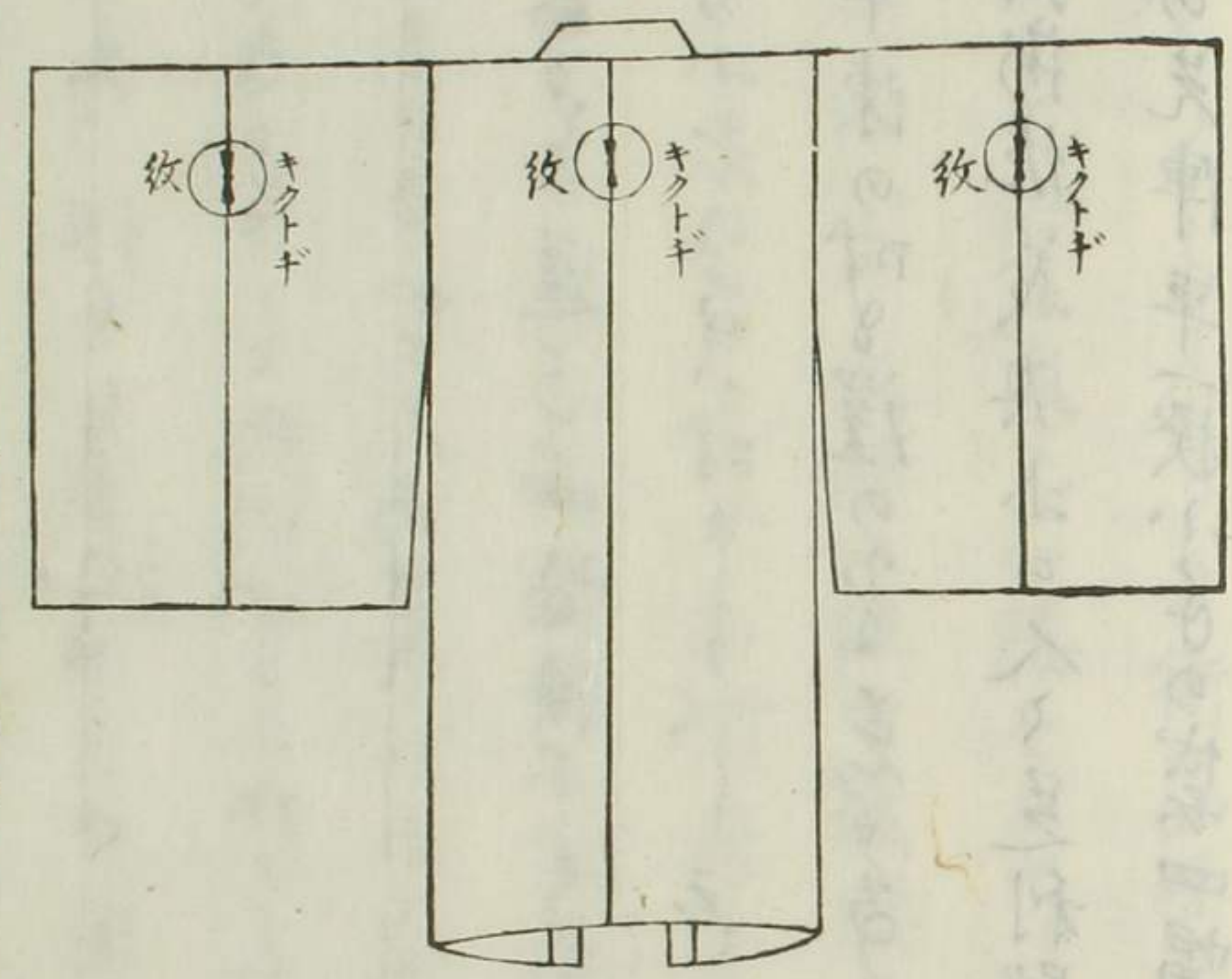
改付けさるるあり

はあうりより下をぬひかきこ也

侍の着るハ膝ハ紐あり

是ハ袴の外ハ出くも白き帯をさる也

十徳後



私刀記云公方極ハ美古
 由出立ハ革ハ十徳ハ小
 袴何も色ハむらさきハ
 由紋柄をさ台ハ仍ハ供
 元出立ハ同十徳ハ袴
 十徳の上ハハ帯より長
 十徳の上ハ帯をて腰あて
 をして太刀を付きこり
 ばを付手を持せゆ
 引あてとい
 引あてとい

一四幅袴のり貞衡云四幅袴ハ前二幅後二幅あり四幅袴
 と云長ハ膝ハカミラ也

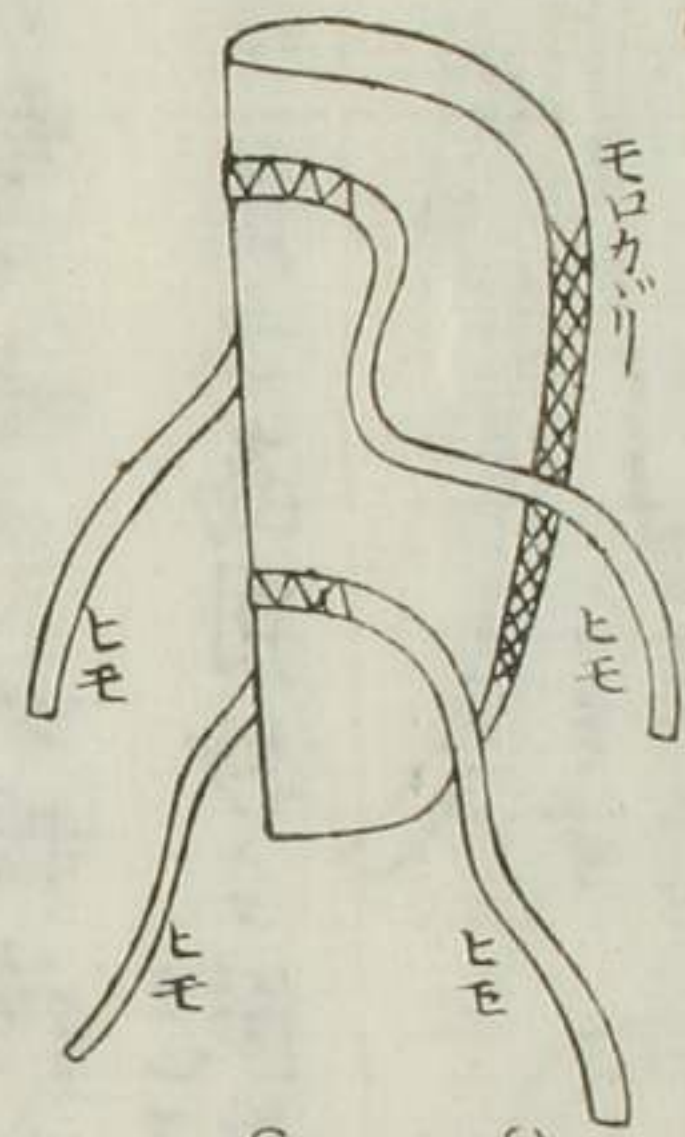
一 きやまんのより大口ひきれあど忌すの時ハきやまんをもちて

赤き糸のちぢる尾籠ある由糸は是書より四幅袴の時

きやまんのよりひきれあど忌すの時ハきやまんをもちて

新由を元故実より昔のきやまんの形を純に

○ 脛中



○ カマカバリの如し

○ モロカリ如此

○ ねじり

きやまんのよりひきれあど忌すの時ハきやまんをもちて
武家の装束の
方は何れももの
お記を

一 京都將軍の法装束は衣文をハ高倉藤中納言殿附へ

られし中山殿年中行事はあり正月右より白きハ

高倉殿より調進せられし由糸ハ此の如し

此威の時ハ高倉殿より

公方格の法供より引さぐりて是ハ衣文の
ありし糸ハ此の如し

一行滕ハ古のハ今の人ハ袴の如く常ニ着るハ中村方

具足秘傳ハ是ハありて是ハ馬車の袴ハ必ズ是也

一行滕ハ或ハ此の如しハ別ノ章を付る物と

ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

一行滕ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

と此の如しハ此の如しハ此の如し
ハ此の如しハ此の如しハ此の如し

死彈も惟久り
後三年の義家
於臣師系の辨
長宿の垂垂
ゆりの行膝を
より白星を
さへ一面は

彈正の官ハ行膝
のよりき
泥漆鞆
と然皮を用
武官のき

光太補入
犬追物圖説曰
行膝ハ鹿の皮を
用ふる武官若
年のハ毛色の
うすきを
年殺毛色のこき
を用ふる中略鹿
四月以より
あく毛めや
五月以黄色
白毛あや
出でて夜の未
ハ毛長く赤

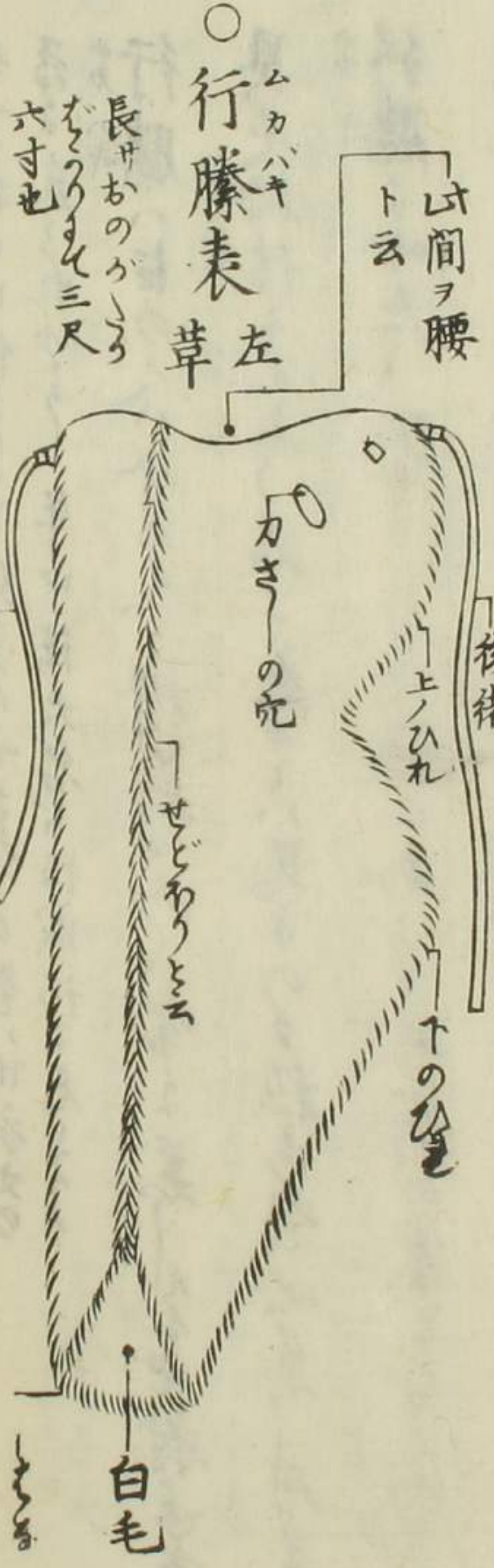
八月以より又毛
めやより赤
あく毛めや
五月以黄色
白毛あや
出でて夜の未
ハ毛長く赤
あを毛のこ
威也又毛と
ハ毛長あり
て毛のめや
さる時を
皮也その
く花や
十五六色の少年
の用
秋ハ
ハ秋
ぬけ
毛ぎ
の毛
ハ
せ
を
る
毛
と
毛
と
り
年
の
人
用
ハ

一 ぬり行膝と云ハ麻の毛皮をうるふて黒くぬりし白星ハ
残ス

一 日り合せの行膝と云ハ麻の皮と虎豹の皮と
射子具足松
傳は委

一 熊の皮の行膝ハ彈正の官の人あつてハ用ハ虎豹の皮ハ
公方極又ハ三穢の礼あつてハ用あつてハ射子具足松
傳は委

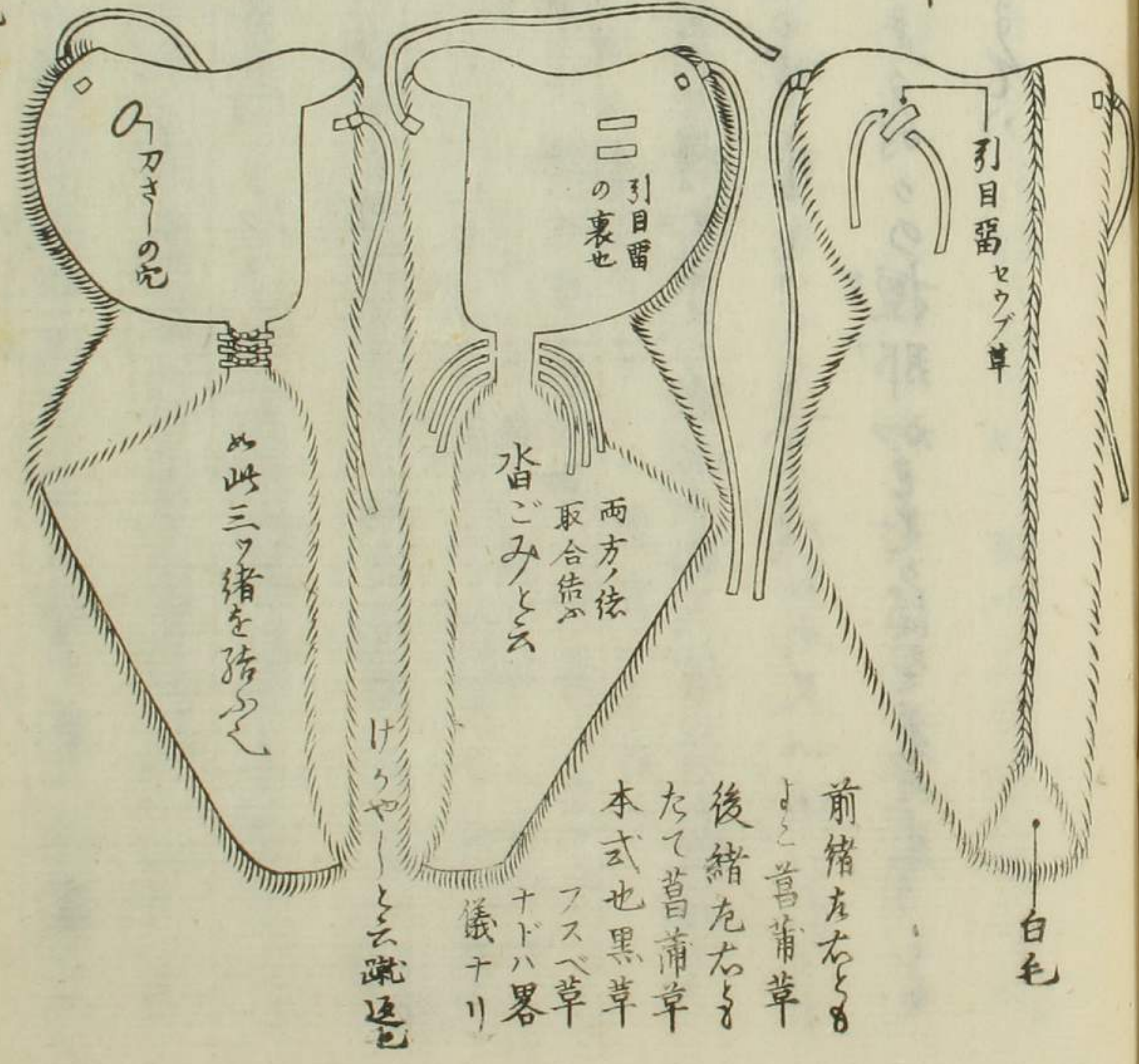
○ 犬追物圖説を以て光太此圖を補入也



○ 同 草右

○ 同裏 草右

○ 同 草左



雜記五

卅九

毛とつゝハ即ち
 其毛の枯クナ
 事と同相ニ不
 二あるハ枯ニモ
 の足キとのカ
 二即りてガ
 さし
 色ニモの枯ク
 以上老年の人用
 之枯毛の冬
 即枯ニモの
 事と同相ニ不

夫木抄ニ権信正
 公朝 乃の雪
 おち茶とむる犬
 うひのうものほ
 う捕ハうもお
 そち
 又行基菩薩の
 秋ニ
 旅行ニ
 海
 マクダルハ

一 熊クマの皮カハ行ムカハキ膝ハキを弾ゲ正ビイシ又ケ檢ビイシ非イシ使シの官シの人シ用シの事シハ武シ家シと

定シる事シハあシるシ禁シ裏シの法シ定シ也シ尺シ素シ従シ来シの事シハ
 行シ膝シの事シをシ書シひシ一シ何シ霜シ臺シ廷シ尉シ者シ熊シ皮シ尋シたシるシ事シハ

と何シり霜シ臺シ弾シ正シの唐シ名シ也シ廷シ尉シハ檢シ非シ違シ使シの唐シ名シ也シ 彈シ正シ
 非シ違シ使シモ法シニツシムシキシタルシ者シヲシ糾シシシテシ刑シ罰シヲシ行シフシ官シ十シ
 ル故シ威シ勢シアリシテシ人シヲシソシルシ也シ熊シハシ猛シキシ獸シ十シルシ故シ威シ勢シ丁シ
 リシソシレシラシ賞シ義シシシテシ彈シ正シ檢シ非シ違シ使シノ行シ膝シニ用シルシ也シ
 泥シ障シニ用シルシモ同シシシ意シナシリシ平シ人シハ熊シ皮シハ不シ用シ也シ

一 かシ已シ袴シと云シハ草シの袴シ也シ古シ人シハ忌シ々シ也シ入シ唐シ記シハ鞞シカシハ
 あシどシもシ沙シ供シの何シハ水シ首シをシハシくシべシくシハシ也シ又シ一シ休シむシあシくシ

と云シ草シ子シもあシるシ時シクシの擅シ那シかシむシ留シをシ着シてシ来シりシと
 と何シり 近代シもシ也シ

有シ徳シ院シ様シ古シきシ子シをシはシぬシとあシるシれシおシ吹シ上シの法シ庭シあシどシ
 法シ成シの時シハ菖シ蒲シ草シの法シ袴シをシあシせシれシ由シテシ沙シ供シをシ着シてシ来シりシ
 人シの物シはシせシれシ也シ

一 かシ已シぎシぬシと云シハ草シの朋シ服シあシどシ蟻シ川シ記シハかシぎシぬシの八シ徳シ又シハ
 かシぎシぬシあシどシおシひシ美シ人シの法シ庭シ一シ条シもシいシりシと云シんシ元シ也シと云シ

一 古シ将シ軍シ家シの女シ房シ衣シきシぬシをシの裳シをシめシ袴シをシめシあシどシ云シり
 中シ田シ記シ年シ中シ恒シ例シ記シあシどシ不シあシるシきシぬシと云シハシ存シるシきシぬシの事シハ
 十二シハシと云シと云シ裳シハシうシくシよりシ何シるシ物シ之シ袴シハシ緋シの袴シ也シ先シ白シの袖シをシ
 着シてシ上シるシ單シハシ存シるシきシぬシうシきシぎシをシ着シてシ上シるシかシけシ不シ着シてシ上シ
 小シうシきシぬシをシ着シてシ裳シをシかシくシ也シ單シハシ衣シ上シ着シてシもシ不シ

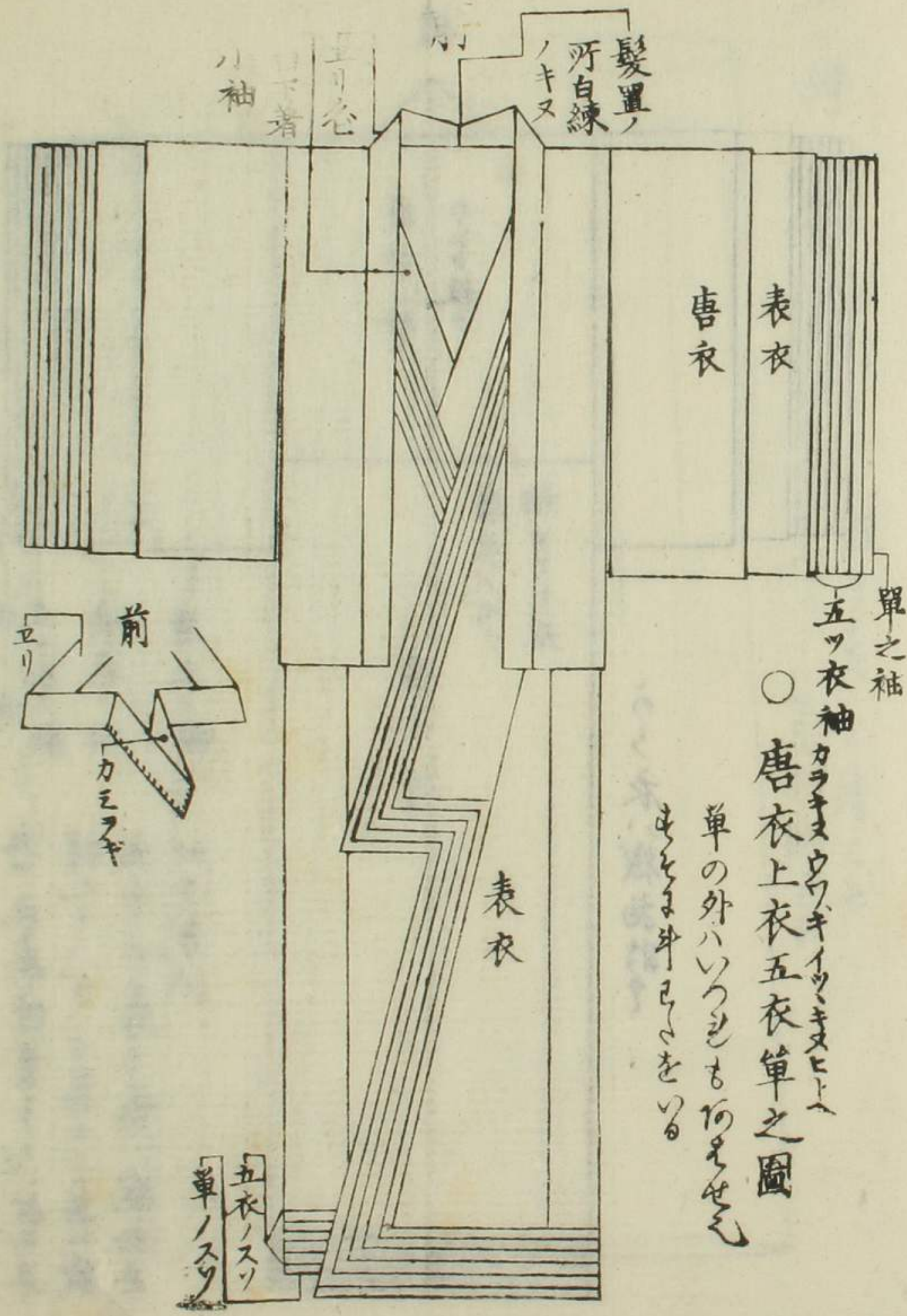
雑記五
 四十

直衣記 兼盛大
 言時長服ノ作
 也シカレバ古堂上
 二モ十二単ト云名
 日アリシ也也田
 舎詞ニハアラヌ

○唯心院装束取二
 モ十二単アリ
 ○増鏡心應三年
 む月の一日中春宮
 ハ中こき紅梅の
 十二のゆき月
 きのゆきと云

衣の下の袖の少々出ぬは上なる衣をいゆきを
 少々短くもるこ五ッ衣ハ尋共は同一色同一文也こころいざら
 別の色こ五ッ衣地ハ練貫也かきぬいざら形のごとく但ゆき
 みどりのおはちうううハ短き物之等のごとく

十二単と云名目も古よりありて平盛衰記卷四女院ハ後れ
 なるいと所焼石と所視の策とを衣の所袂ハ布ハ入法身をきく
 してつゞきを海ハ入也あハ中略 弥生の末なる所ハ後身の十二
 単の衣をいざらう云々女房の装束ハ武家の故実ハあがれ共
 旧記ハ名目出さるる百の物といふをいざらせんるるあ
 繪巻をいざらるる公家の故実ハ尋ぬ也

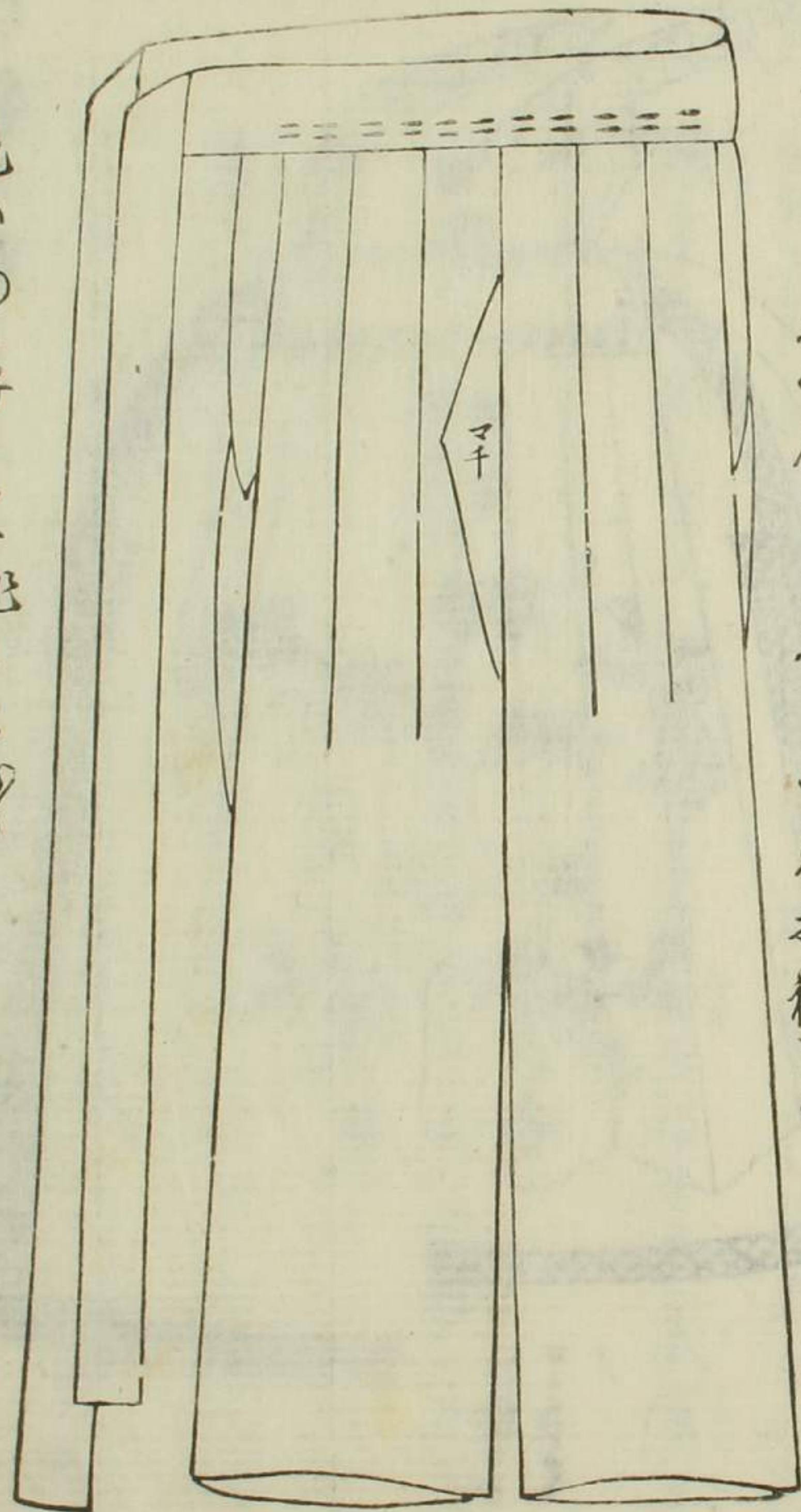


單之袖
 五ッ衣袖
 唐衣上衣五衣單之圖
 單の外ハいつとも何をもせ
 せとま申しをい

色ハあま子マて縦ニまむ
 地ハ精好あり
 ちの浦のひもハ衣の方マてむまぬ

雜記五

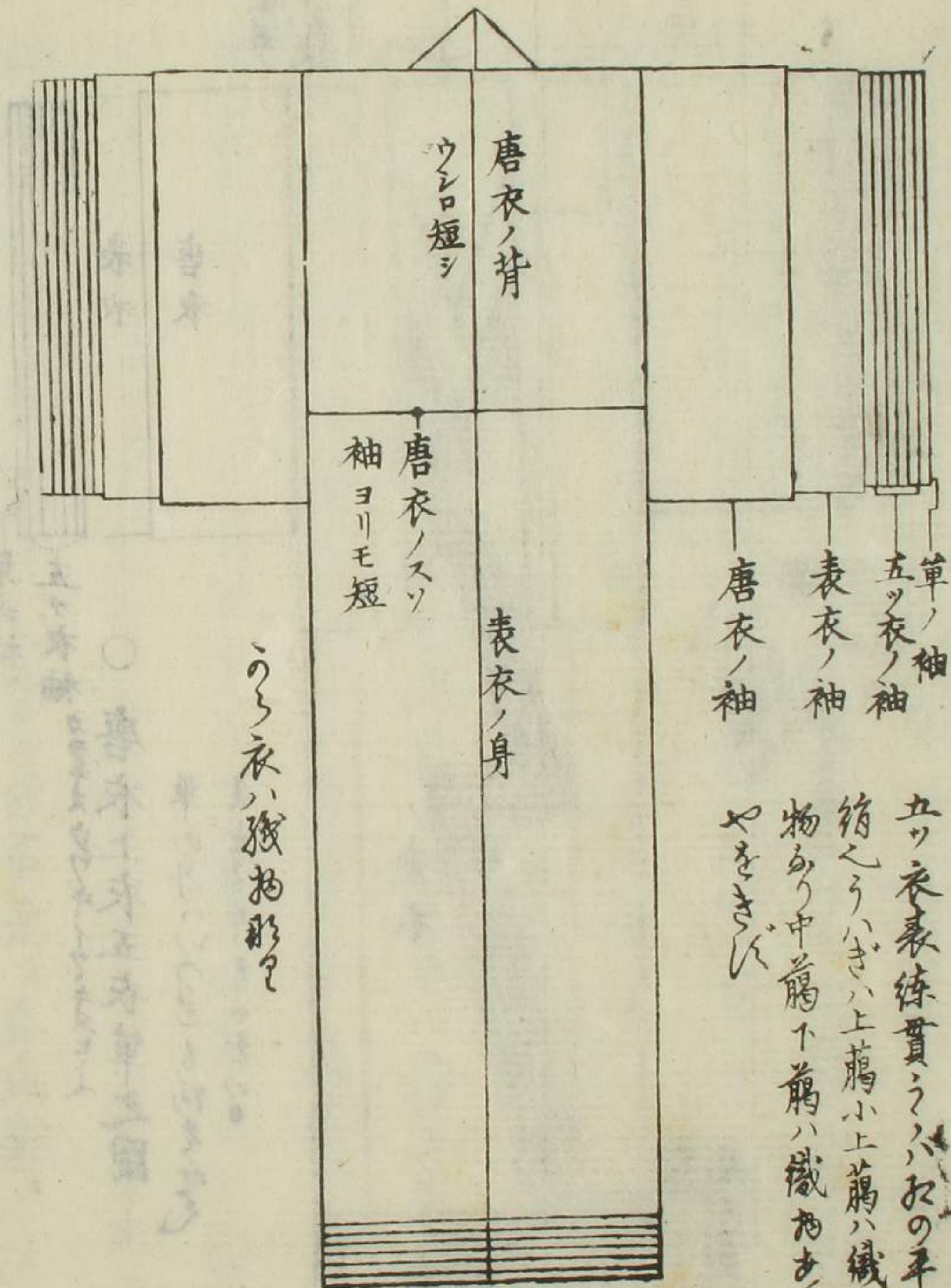
四十一



○袴之圖

板引りて張るをちり袴と云
 おて履まうふらうをちり袴と云

○後

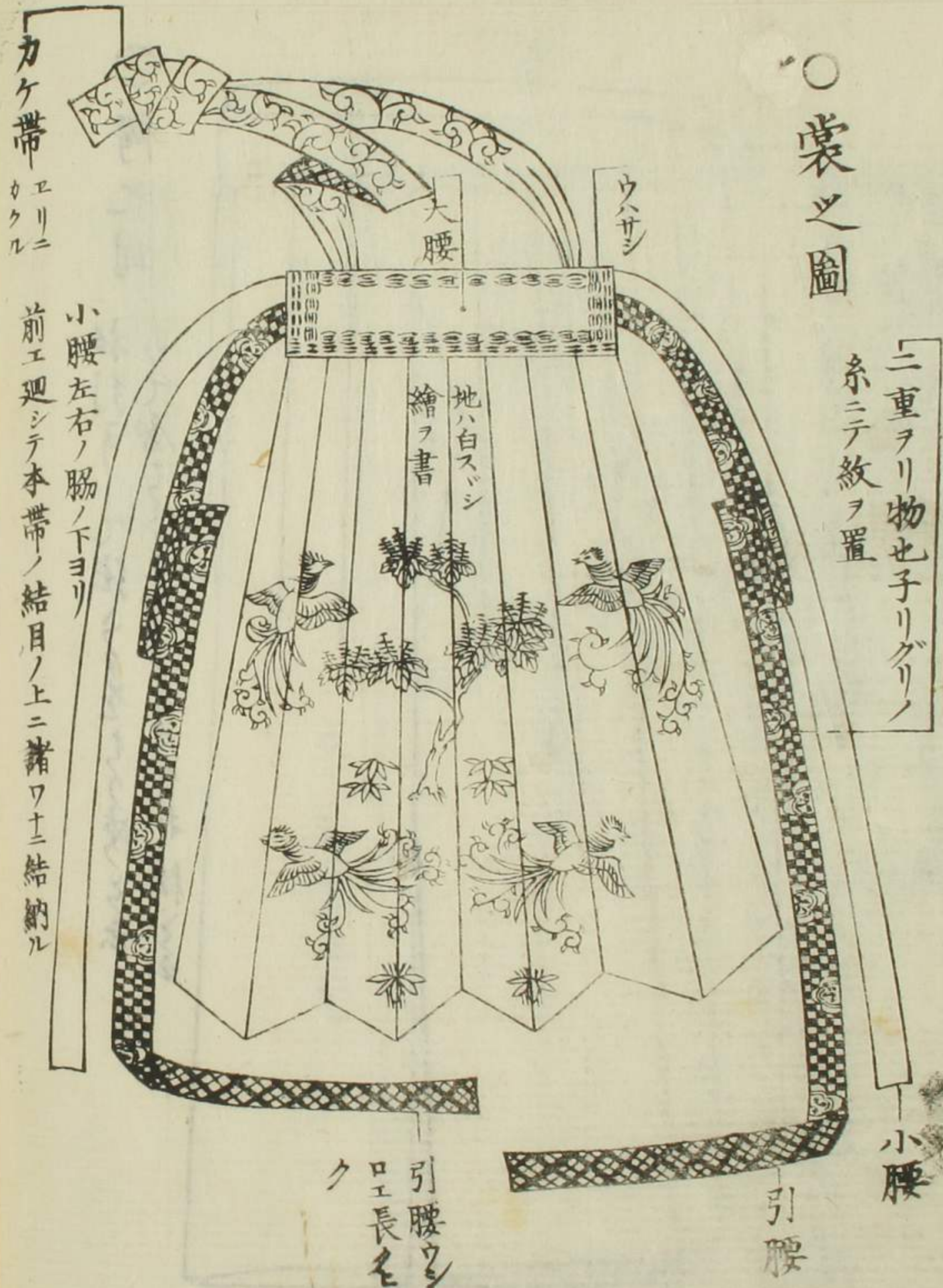


この衣ハ襦袢形?

五ツ衣表練貫うへおの平
 箱へうへぎハ上蔭小上蔭ハ織
 物あり中蔭下蔭ハ織あり
 やをきび

○裳之圖

二重アリ物也子リグリノ
糸ニテ紋ヲ置



小腰左右ノ脇ノ下ヨリ
前エ廻シテ本帯ノ結目ノ上ニ諸ワニ結納ル

引腰之
長ク

カケ帯
エリニ
カクル

一 束帯とハ冠をかぶりヒトシタカサチアコモ單下襷袂をきウチハカマ袴をきイシ石の帯オビと装束をカケた先

襪シタウツをキき靴クツのサ又ハ浅シヤウケン沓ウツクをキき笏シヤクを持を云ク武官ハ平ツラフ緒ツラフ

是ハ太刀を云ク是ホノ装束ハ装束式ト
云フ書ハ袴等アリ公家ノ装束ト

一 衣冠イコンと云ハ大袂束帯オホタビの如ホウエキ但衣冠オビの時ハ縫腋ヌイの袍ホウと

兩腋を縫ヌウキキシ袍ホウを必用ニ表袴ウチハカマを不用シキ指尖ササを用フ石帯イシを不用シキ腰帶オビを用捨サ扇アウを持也是ホノ装束式ト
云フ書ハ袴等アリ

一 束帯衣冠オビイコンハ垂ナフ等ナハ皆公家ノ装束也武家ノ故実コトハ非ズ

公家キョウカ萬倉マンクラウ殿ノ山科ヤマナカ殿ノ家ノ故実コトアリ公家装束キョウカノ繪エハ
装束キョウサウノ式シキト云書クハ何ナニ見ミルコトハハ出デ板イタ行キ
ハあり仍ナ畧リヤク之ノ

一 上古は東帯あざむきの色を多く付する麻の太くびきを

用る事ありしが装束の形やうなるありし

後鳥羽院の比より衣文と云ふ出来て装束の形は成る

と也言倉山科を装束の家と云ふもきより其の事あり

天神の内敷縁あざむきを著くは今の装束のごとくことあり

格よりあやまりて天神は世の延喜年中の以は装束の

形をわづのあり

一 袷と云は装束の下は着る衣の事又大袷と云は袷乃

ひきひきを大に縫する物に是は着る物にあり人の子は

物今武家の時服の如しこれをお供として縫て常の袷にして是也

又小袷コウキキと云物あり是は女の着る物に裳モ唐衣カラキタをキ着る時

小袷をうちかけは着る小袷の袖の如く見ゆ袖に表もあり地は

一 衣キヌと云は装束の下は着る物に熱袴の仕立小袖の如く袖を廣

袖に縫する物に袖下より下縫ひありて是也

長くせむつ幅を出まを山ナフシと云く

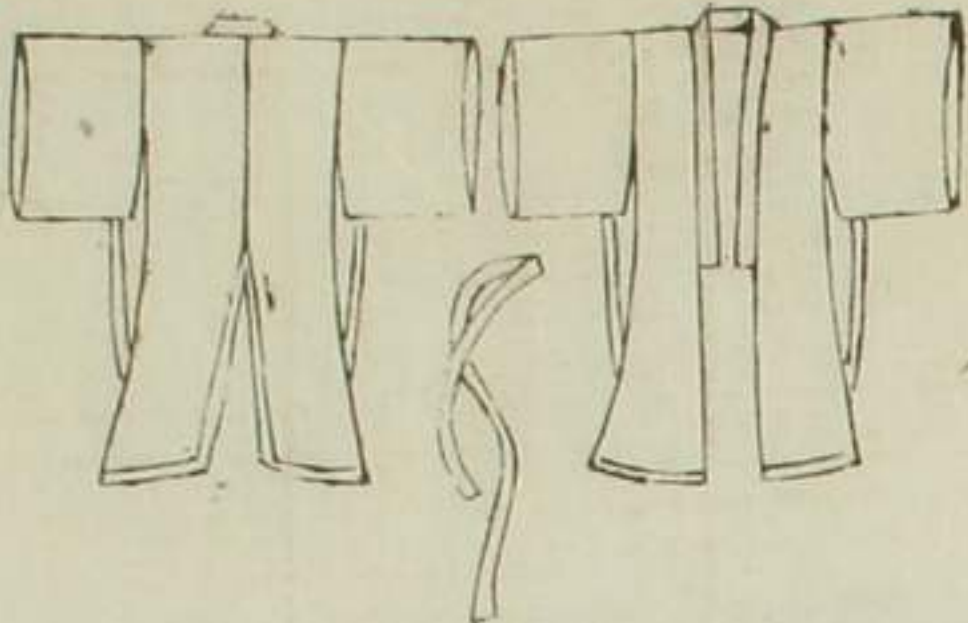
一 出衣イデキヌと云は出衣ナフシあざむきを穿る時衣キヌのカ危キ衣キヌを出まを

着用の熱袴先指貫をキヌ着て腰をゆひそよ下衣キヌをキ着

そよ下衣キヌをキ着る時出衣ナフシせむつ幅は衣キヌを指貫の中キにキ着

こむく是秘する云く出衣ナフシの事セツクハニシヒセウ世俗浅深トウクハ秘抄ヒ秘抄ヒ秘抄ヒ秘抄ヒ秘抄ヒ

此圖形野岡甚ラ以テ光大補入之



イデキヌ
出衣トモハウシ
口宵ノ通りヲ腰
ヨリ下クワリテ
ヌヒツバケズ両
ノ脇ノ下モワリ
テヌヒツバケズ
スソノ方五六寸
ニ至テヌヒ合ス
ル之左ノ如シ

見たり出表をもるハ一服をわひをいつらふ時のるく衣の表と裏の色のと合せよよりて名ありとの名を梅葉葉を初め装束抄どもよき云

一 裱アヲと云ハ衣と同し袴也但裱ハ衣よりハ短きハ裱と名付たハ草とハ装束のる小表をむ故アイコメの訓クシアコメと云

一 腰コシノキ継或腰次義教云元服記シロアラ白襖袴狩衣紅袴下袴萌黄モウ此裱は大帷御腰継タテ白は指貫ト見エ物具装束抄云腰

継シヤクケリ内シヤクケリ上括之時用之云衣服弁覧ゲケリ云下括指貫ノスツヲ足クビニテク、ルヲゲケリト云指貫ノスツヲヒサノ下ニテ之時ハ腰

次キヲ用ユ腰次ハ生ノ平絹チラヌ羽或ハ布也短き

曰大口ノ如き袴也云腰次トハ下袴より短き也ハ袴の名をいわて腰次ト云アヤ装束要領抄云下袴本儀後アヤあり

下結の時指貫の下ヒトエキヌ用又腰次トハ布の袴也上括の時用ヒトエキヌ是も単衣等アヤマリをアヤマリ用之是ト下袴と

腰継ハ二品あり一品アヤマリは免アヤマリ誤也

一 下袴シタハカマ装束要領抄云下袴本儀後也十五歳コキイロ以前の人濃色キ紅コノキ事シ今シフジカ子メナリカ子十六歳後紅長年の後白色也文定カ子多カ子略儀

云下括の時ハ下袴ヲ着ス云下袴ノ形束帯表袴カ子の中カ子表カ子赤大口カ子のカ子但カ子中カ子入カ子るカ子もカ子入カ子るカ子禊カ子穴カ子ありカ子兩股カ子の

サハをばまみて
よみシマクをハ
ヨドリてまむく
名目の有る

不動ヶサ聖護院
派ニハ赤ノフサ
ヲ付ル出羽ノ羽
黒派ニハ金ノリ
ンボウヲ付ル三
宝院派ニハ輪ケ
サヲ用也
夫木抄ニ衣差内
大臣みよりのく
こけぢをつつふ
山ガノのすいの
け衣差まぬれ
宇治拾遺卷一身
六条このの外
小まよきくちそ
のの衣のみ〜り
まよ不劫如地茶
甘木様子の念珠
の大なるくろさ
い〜は昨入き
て〜り云い

間よりすも追堅よりく〜三印で重なりあり括り腰紐ハ
右の照え縁を丸紐つゞきあがり下袴より腰紐ハ短くはえ
別と知し法元服記は下袴と腰紐ニ糸を指貫の下の糸
用いあふ趣え〜い少く不審〜中傳書あやまり〜法
二糸並〜記〜や終追て可考

退紅の子官位〜部記〜也

装束のまは端袖と云ハ袖二幅の内袖口の方の一幅を云〜又
はなりといハ大頸のま〜又頸とい領のま〜

一 纏着と云ハ装束のたけを主人のたけとひと〜まを云
宸翰装束抄ハ纏着サイジマクタケトヒトシタケトヒトシと何り

一 山伏のま〜ゆけと云物ハ装束のま〜あ〜ぎ〜衣の名〜聖護
院殿の筆入の時よめさる〜ま〜ゆけのま〜も〜ゆけのま〜
色ハ深〜麻の衣〜と云猿楽のあ〜と云襦も猿の衣ハ
ま〜ゆけの〜あり義經記身七めり山〜ゆけのま〜
毎交ハ腰をいだきあ〜れハゆ〜を〜と云ま〜ひ〜
む〜〜女人のむ〜るま〜を〜ゆ〜ゆ〜を〜ゆ〜
ま〜ゆ〜何り是ま〜ゆけハけさのま〜ハあきゆ〜也装束ハ
不動装束といふものあり〜と云〜頭巾〜ゆ〜
ハ〜のめ〜あ〜物〜と云義經記身七判友ハ圍腰の糸
ハ判官殿ハゆ〜ま〜人お〜ゆ〜ハあ〜のの付〜る白き

太平記卷三大塔
官徳成爲ノ業
云官を階めまじ
内供の考こもは
持の考こもは
け政中眉まび
黄云

小袖ニワヤヤズ付るぢあちのうさびくふ大口むら子多を
いづらふあちの衣めりともときん目のまきまきむひ川うじ
とあり又糸菱ハ大せんぢあちをまきぬが袖ぢうあち志やう志
まぢあちのほぎまごんばまじせ袴のうりあちうふゆひて
新まぢあちの長ときんをぞさげうりあち古のときんハ今
の世ハ山伏まぢあちの形遠う臈人合秋合の脛お佐先
信う画
にえへる山伏のときんめぢ

古画ハ又へるトキンち
皆め時へトキンハヅキン也
後代ハハちいさくして額
ハ置あり



頭巾

臈人合
の脛

今時襟ノ上ニ大
小カヲサスニ草
ニテ腰アテト云
物ヲ作りテ用ル
也是ハ古ハ冬之
袖ニテ近世ノ時

一 又相州遊行寺の付物一遍上人法傳記の後ハ玉佐の脛也その
脛の内然野權現の由形を山伏姿ハ名ぢあちたうまときんハ
形右のめくあて耳のお西の頬の海うりあち中よりわりて廣く
平き紐のめくあち物ありその長サ足平ぞとく程也是ハ長
トキンと云お也と後傳中ける由山岡俊明後うけり義徳記ハ
別表ハ國着の糸毎是山伏姿ハ成りうを書きこも新まぢあち
の長ときんをそさげうりけるハトキンハお紐を云といえり然野まぢあち
長ときんを用たりある一何れも今の世のときんハ遠より
腰當と云ハ忌服のねいあち糸毛皮ハ皮のねいあち作ら結を
付てりしハ腰ハあて結を結て是を引表と云ハ引表のめぢあち

宮躰キウタイとも書也三光院内府記云法躰装束等之事参内ニハ

宮躰キウタイ 下ハ指貫上ハ如 鈍色表袴ニヒイロノウシノハカマ 香ノ重子コロモ 衣香ノ袈裟ヒ 檜扇

或持念珠チシズ 大納言ヨリ参議迄ノ法躰ノ人ハ着用之ハ内ノハ

素絹ノ二重袴ヲ着ス云々 装束拾要抄ニ西三條家ノ扱ヲ引テ右ノ趣

府記ノ 表袈も宮躰も非也表袈代ノ字本也

一 表袈代ハ法皇御著キ外法門臨方着用あり是時法系内の時

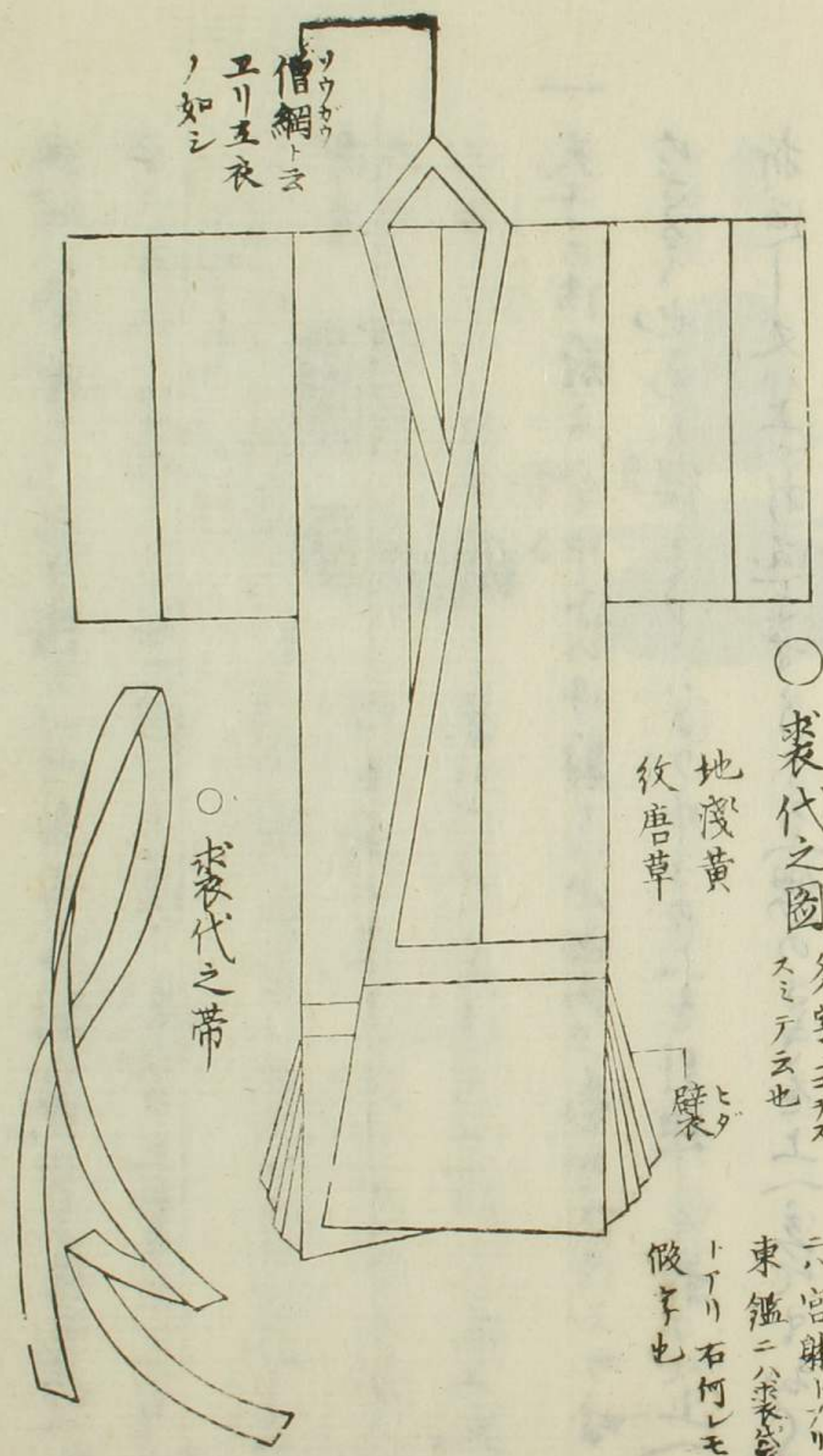
のころめきより由 表イハ 袈カ のハ服ハ 衣イ 表カ 代カ といハ表カ 代カ の

意イ ありカ 一 表イ 袈カ 代カ のハ毛モ 髪カミ 隠カ 志シ ありカ の事コト あり

一 表袈代一名素絹の衣とも云但素絹ソウキウ 又ハサウガウあり是の襟也

貞丈按素絹ソウキウ と云ハ織文オリモノ ありき世傳セツデン とも傳ツタ へるを云云文モノ あり

故素絹の表袈代と云



○ 表袈代之圖

地淺黄
紋唐草

○ 表袈代之帶

三光院殿ノ靴
ニハ宮躰トナリ
東鑑ニハ表袈
トナリ石何レモ
假字也

一 天子の^{カウリ}法冠^{ユサク}は法憤の冠と云物あり装束拾要抄ニ云^{シジ}法神事の

法冠ハ法憤として白き絹を以て無文の法冠の中子を結せ給ふ

云し無文の法冠ハ法冠を張る羅^ロ菱^{ヒシ}形の文あきをのりあり

くがまはたか
カタワナク

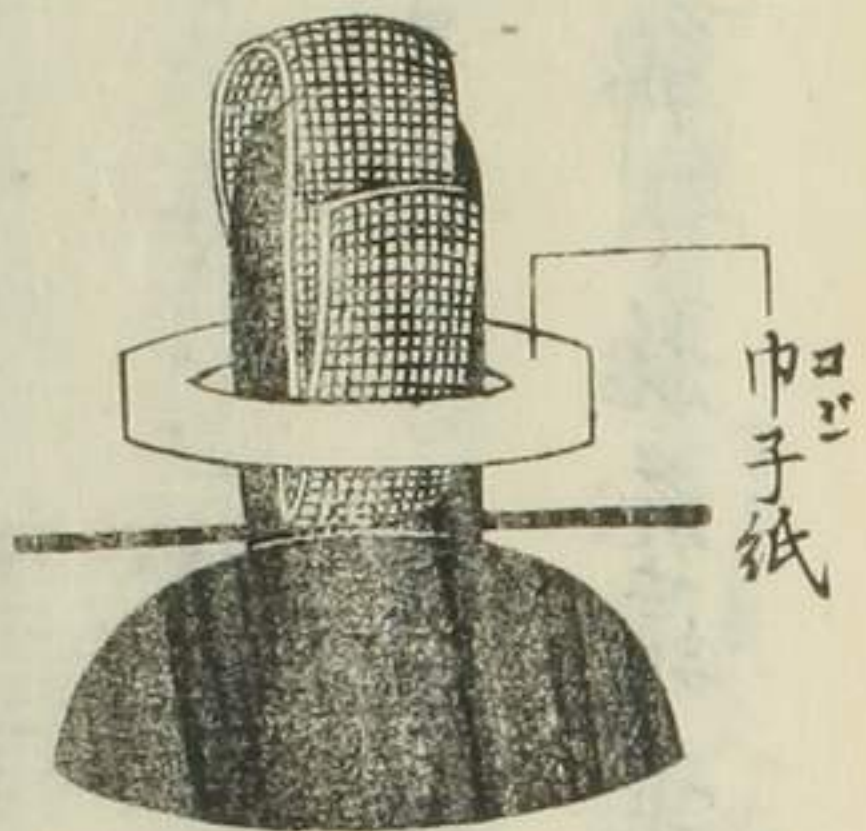
法憤
乃圖



乃の冠ハひびく形あり法憤の耐^ナの
纓^ヱを冠の後より中子^{ユシ}の上を引越し
前より上へ折返して絹を結あへ

一 天子の法冠ハ金中子の法冠と云物あり是を法内^ノの時
めさる也是も纓^ヱをよりより中子の上を引越して前より上へ
折返して又上へ折返さずううの纓のまきを上へまきまわく
相檀紙を合せし面もまた金箔また中を切ききて中子を

金中子
法冠圖



入て纓を中子よりまき置也^山
高倉宮^{タカクラミヤ}の遠^{トホ}の^ノあれ
同^{ドウ}の^ノ私^シ云^ク近代^{テイゲ}の^ノ法憤^{ハフフン}
られば金中子を用ひらる

法引直衣^{ハフナフシ}は紅^{ベニ}の
袴^{ハカマ}ヲ召^メ女房^{メカド}ノ
法^{ハフ}二^ニ目^メレ^レ長^{ナガ}袴^{ハカマ}ノ
太平記^{テイヘキ}ニ^ニ法^{ハフ}
袴^{ハカマ}ヲ切^キテ^テ兵士^{ヘイシ}ニ
玉^{タマ}ハリ^{ハリ}シ^シテ^テ法^{ハフ}
引^{ヒキ}直^{ナフ}衣^イ也^也

一 法引直衣^{ハフナフシ}又^{マタ}法引直衣^{ハフナフシ}とも云天子常^{トコ}の法装束也^{ハフサマ}一^{ヒト}は
常^{トコ}の直衣^{ナフイ}の^ノめ^メく^クは^ハ後^{ノチ}の^ノま^マを^ヲ甚^シ長^{ナガ}く^クして^シ曳^{ヒキ}給^{タマ}ふ^ノ故^ユに^ニ
云^ク冬^{フユ}ハ^ハ白^{シロ}後^{ノチ}文^{モノ}ハ^ハ小^コ葵^{アヲ}裏^{ウラ}ハ^ハ縹^{ヒナギ}或^シハ^ハ紫^{ムラサキ}之^ノ甚^シハ^ハ生^{ナマ}徒^{タマ}色^{イロ}ハ^ハ
三^{サン}重^{ジュウ}袴^{ハカマ}也^也装束^{サマエ}法抄^{ハフサマ} 紅^{ベニ}ノ^ノ張^テ袴^{ハカマ}を^ヲめ^メす^ノハ^ハ女^メ房^{カド}の^ノ袴^{ハカマ}
法引直衣^{ハフナフシ}装束^{サマエ}の^ノ法^{ハフ}服^{フク}ハ^ハ禁^{キン}秘^ヒ法抄^{ハフサマ}曰^ク冬^{フユ}ハ^ハ小^コ葵^{アヲ}縹^{ヒナギ}の^ノ裏^{ウラ}夏^{ナツ}ハ^ハ
臣下^{シノ}法^{ハフ}ス^スノ^ノ甚^シ長^{ナガ}く^クて^テ被^ヒ曳^{ヒキ}ゆ^キより^{ヨリ}法引直衣^{ハフナフシ}下^{シタ}袴^{ハカマ}ハ^ハ入^イル

山科堯言御衣引衣衣五上常若涉甚（文ノ名）三重祥（色名）後深（色名）二藍冬

白（文ノ名）小葵ノ後白粉張常ノ衣衣ノナドヨリハ長クシタ物之裏ハ（標）十々

或ハ紫也○高倉永福云涉引衣衣冬白後活文小葵夏二藍

三重祥或活サゲ衣衣ト云 右ノ三祥ノ説ハ新井後守源君
美在京之間三家一問ヒタル時三家

市答ヲ記シ玉ハリシ
書ニ見ヘタリ

一 小口（コク）の袴袴の事西官記云小口袴冬耐主上着之深紅入綿

或歩○大槻秘抄云（コク）よりあるはす付ハ小口の袴袴とヤ扱をの

くしてあるはす付ハ小口の袴袴ハ小葵の後（コク）の紅の袴袴括りを

さくぬ（コク）と云ふハ○侍中群要云小口ノ袴袴如指（コク）見者紅深後

也或ハ入綿○梅花葉葉云小口袴袴紅梅頗濃色指括（コク）如

指貫冬ハ練夏（コク）ハ生 貞丈按 紅梅濃色ハ紅ヲ云也
昔紅梅ト云ハ紅梅ノ花ノ色也

一 紅梅ト云色二品あり上代ハ紅梅ト云ハ梅色ノ濃きを云良紅

梅花の色也後代ハ紅梅と云ハ赤（コク）ノ紫交（コク）ミテ赤多ク（コク）ハ

る色を云ハ織（コク）多（コク）ハ徑系（コク）葉緯系（コク）ハ（コク）強多（コク）ハ源氏扱袴

あど（コク）ハ何（コク）ハハ扱袴の花の色と心好（コク）ハ

一 後（コク）の文ハ小葵と云文あり葵ハ大小あり大小（コク）ハ花も葉も同く

て五月ハ花咲（コク）ハ（コク）栗（コク）の花（コク）ハ似（コク）たり 葵冬も葉あり
大葵も花あり

ハ徑三寸（コク）ちどあり（コク）小（コク）花ハ徑七八分（コク）ちどあり（コク）是ハ小葵あり（コク）徑

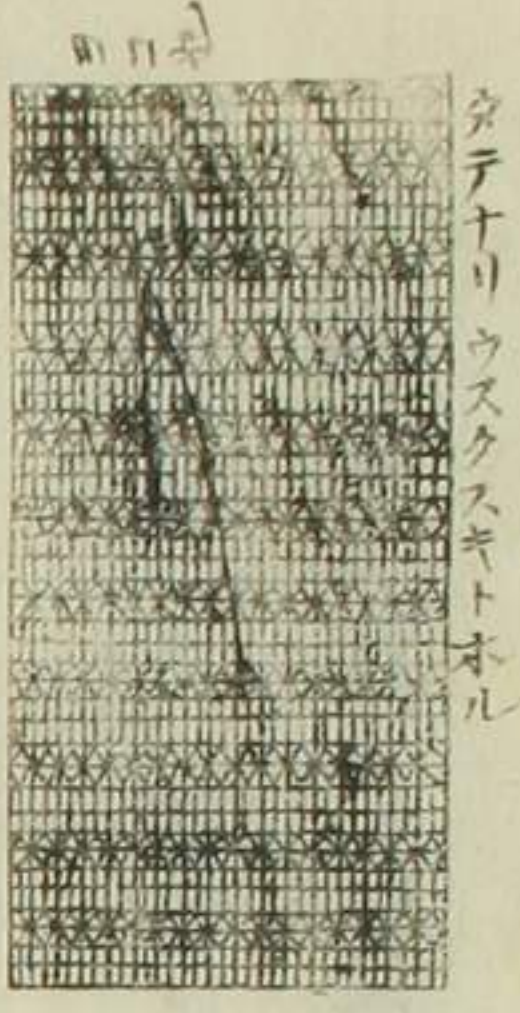
二後あひ（コク）と云大サ淺布（コク）どあり（コク）也也  此ハの花あり

一 装束の書（コク）穀（コク）と（コク）扱（コク）あり（コク）是ハ（コク）こ（コク）あり（コク）と（コク）扱（コク）ハ（コク）羅（コク）又ハ（コク）緋

物具抄ニ紅梅タ
テ紅又キ白トア
リ是ハ紅梅花
色ヲ以テ織也

大葵ノ莖高十五
六尺ミナリ小葵ノ
莖ノ高十一尺六
七寸ハカリアリ

のこぼひりて目のすきこもすき残物^{キイト}生ある織也



此織^{キイト}る物糸目^{キイト}のほりもみ糸の
形のゆゑありぬ^{キイト}ありと云也穀^{コメ}のこ
めありの

字穀^{コメ}これハユウの
也穀^{コメ}この字也

似る字偏の書れ糸ト糸トの遠なり



めい^{コメ}ありも何う亀甲のめい

一固文浮文と云る文とハもんづのり^{コメ}後^{コメ}の文を糸をさづめ

てか^{コメ}後^{コメ}るを固文と云糸をうらめ織^{コメ}るをうけ文と云
也うけ後^{コメ}も云也

一浮線^{フセン}後^{コメ}と云ハ後^{コメ}の名也線^{イト}ヲ浮^{イト}ル後^{イト}と云^{イト}織^{イト}紋^{イト}の線^{イト}を
う^{イト}べ織^{イト}る後^{イト}也即^{イト}浮^{イト}織^{イト}の後^{イト}の惣名也



此紋^{イト}を浮^{イト}線^{イト}後^{イト}の丸^{イト}と云ハの^{イト}後^{イト}は丸^{イト}ハ紋^{イト}を
織^{イト}る故^{イト}ハ紋^{イト}をさ^{イト}しめ^{イト}せん^{イト}や^{イト}の丸^{イト}と云^{イト}るハ
た^{イト}也古^{イト}ハ紋^{イト}の^{イト}も限^{イト}ず^{イト}外^{イト}の紋^{イト}を^{イト}後^{イト}
一也古今著聞集ハ永正五年四月廿二日の繪合

の糸^{イト}はあ^{イト}で^{イト}この^{イト}み^{イト}せん^{イト}や^{イト}は^{イト}外^{イト}の花^{イト}を^{イト}ぬ^{イト}ひ^{イト}り^{イト}け^{イト}と^{イト}あり^{イト}是^{イト}ハ
あ^{イト}で^{イト}こ^{イト}を^{イト}う^{イト}け^{イト}後^{イト}る^{イト}後^{イト}の^{イト}を^{イト}云^{イト}也又^{イト}伏^{イト}見^{イト}院^{イト}宸^{イト}翰^{イト}装^{イト}束^{イト}糸^{イト}

は^{イト}上^{イト}袴^{イト}止^{イト}年^{イト}ノ^{イト}人^{イト}浮^{イト}線^{イト}後^{イト}ト^{イト}称^{イト}シテ^{イト}白^{イト}浮^{イト}織^{イト}物^{イト}文^{イト}ハ^{イト}小^{イト}石^{イト}等^{イト}是^{イト}ヲ^{イト}霰^{イト}

其中^{イト}ニ^{イト}有^{イト}窠^{イト}文^{イト}と^{イト}凡^{イト}一^{イト}を^{イト}り

一^{イト}二^{イト}重^{イト}織^{イト}物^{イト}又^{イト}二^{イト}倍^{イト}織^{イト}と^{イト}云^{イト}ハ織^{イト}物^{イト}の上^{イト}に^{イト}後^{イト}糸^{イト}を^{イト}う^{イト}ら^{イト}を^{イト}云^{イト}也極^{イト}糸^{イト}

葉^{イト}葉^{イト}親^{イト}王^{イト}巾^{イト}装^{イト}束^{イト}の^{イト}象^{イト}云^{イト}指^{イト}貫^{イト}濃^{イト}紫^{イト}二^{イト}倍^{イト}織^{イト}物^{イト}地^{イト}文^{イト}亀^{イト}甲^{イト}上^{イト}文^{イト}白^{イト}浮^{イト}線^{イト}

先大日或況云
真後とハ今の世
ありて地と云ぬ
也其のけりこ
のゆゑあるは
云まうそ真後
とつれを以て況
むすやゆの
死之

松季子まきまき
ありぬの多まき
ぬのちまきまき
つれもまきまき
げまき中まき
つれのまきまき
まきまきまき
云まきまきまき
てまきまきまき
まき

使季とまきまき
云ハ松季子春暎
抄北村季吟う況
也出をを記さる
況也用へまき

此練色と云ひて次は真後と云ふは此れハ真後の練色の名なり

一 盛衰記にわらぎの真後のひくはれあり又同云はる襖の生絹

魚後の垂糸あるは襖ハるまき之是赤を合を考ふるは色のまきハ

阿比波織文のまきと思はる也 壺井義知ノ説ハ魚後ハ御料也天子差所の材料といふ事あり

一 練色のまき明月記ニ云文暦二年二月九日春日祭 中畧 行光 白織程

東鑑卷四于時改以若活装束 水干 著素服 給フ事外古記

其名まきなり此れは法の装束抄にまきを名を出さるは此後

貞丈按まきまき 勝抄下装束黄柳の糸云仁安二山二臨時客

或秘記曰尊者左大臣 徑宗 黄柳下重面薄黄ぬ練色裏濃黄

色也 畧 説は絹を練りたる白きまきの糸と云ひ或ハ

一 練色 子リ 糸とハ タテス 緯ハ練織ヤハ穀のごとくわたりて織色

と西三条装束抄に見たり 穀ハこめあり

一 ちりめん色のまき牡丹色也 ボタン 薄少納言枕草子にちりめん

あり小村季吟の抄にちりめんハ牡丹と云り 露臺 梅蘇蕊葉純

衣の色異況の内四月の衣の款にげんちんおめて白うら

お梅かき襦もあまらる 益中 四代は四月ハげんちん

雜記五

物のしほ移り練貫すくぬぬひおどしそとう赤くして

ハハハ何の白き殊賞はぬのうをけを云右あ虫を以て

考りようすぬきを四月ハぢうとんと云也

一 蒲萄エビ條のり日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午

初昔ノ位ノ名定明衣巴丁進位己上之朝服色同上追位深蒲萄進位

浅蒲萄ウツタニ○衣服令白凡服色者白黄丹中畧蒲萄義解云蒲

浅蒲萄モトモウツタニ 真文云是 浅蒲萄也

菊若紫色之最浅者也延喜鏡殿式云蒲萄ハ

綾一疋紫草三斤酢一合灰四斗紫四十斤帛一疋紫草

一斤酢一合灰二斤紫廿斤。按紫色ハ今世京紫と云色

也蒲萄ハ今世江戸紫ト云色也草花ノ色ニタトヘテ云ハ花

菖蒲ノ花ハ紫也杜若ノ花ハ蒲萄色也京紫ハ赤紫カ

蒲萄のるを今ハぢうとんと云ハたうの實をけ紫色あり紫

色をえびそめと云ハ濃紫ハ色也一は一位の人の袍の色也

是ハ禁色と云ハ二位以下の人はたう禁制ハ二位三位の人の浅紫

の袍を忌まハ浅紫と云ハたうすたう紫と云まハ中紫

のり也右の浅紫よりもろろ着き紫をえび深と云ハ山家首

首水邊杜若と云題を源仲西のよめるたれくすむ山下の

のせきろもむむえびそめのまははらり

一 麴塵モハキと云色ハ崩黄の黄がらある色ハ倍々キチン

海松色トクサ緑色トクサ又黒トクサを云木賊トクサ色も同倍々ア井三九千ヤ

一 朽葉クハバと云ハ黄色のうろこ倍ニキガラ也 青朽葉キナト云と云ハあり

黄朽葉クハバと云ハ赤クハバと云朽葉也

一 羅ロの織目ヲリ 緯ヨコぬル一文字タテ緯ヨコをヒくヒくヒく



一 装束抄イセハ平絹ヘイキヌと云ハ今世俗イマセキヤクハ羽ハネ二重ニヘといふ物モノ之レハ装束イセの裏ウラに用ヨウ多タ也又五位イノ下ノの裾キソ表袴ウラハカマも用ヨウ多タ也

一 冬の装束フユノイセハ練糸ネリイト見織ミオリてありめきメキと云ハ夏の装束ナツノイセハ生糸ナマイト練ネリザルザルよりヨリ残ノコてありめきメキと云ハ袍ホ並ナミ衣イ下ノ皆みな同トウ也

一 管形ハコガタと云ハ装束イセの文ウチの多タ名目抄ナメジキニ云管形ハコガタ非ス定文サダメ際ササ装束イセ之時トキ多タ下ノ襲ウラ用ヨウ之レ 非ス定文サダメ下ノハ何ナニニモ管形ハコガタニスルナリ 台別記ダイベツキ久安四年九月廿五日

一 敕使シツシ禄ロク之中ノハ萩管形ハギガタ織物オリモノ唐衣カラキヌトアリ又管見記ハコミキニ云喜キ重ヘ

三年四月廿二日八幡行幸三位中将實雄著松重下襲マツカゲ重ヘ

文管フミガタ一松重マツカゲニハ松枝マツエト見タリ管形ハコガタハ四方シヨウホウある圍イリの内ウチハ草木クサキの形カタ 一管形ハコガタニスル也

花葉ハナバの類折曲ナミて文ウチは付ツキ他何タニナニと定サダメまスるル也 畧リョク説セツニ管形ハコガタとてト推量スシヨウして格カキもモあり用ヨウ多タ也とあり

一 一斤イツキン深フカと云ハ大一斤オホイツキンを以もつて一匹ヒキの絹キヌを深フカくスるルを云イハふル也 保元ホゲン物語モノガタリハ安藝判官ヤクニツギハ一斤イツキン深フカ絹キヌと云ハ白シロ糸イトの袴ハカマと云イハふル也

一 片色カタイロの多タり當世オウセ片色カタイロと云ハ練ネリの軍イクサ也色イロハ何ナニ色イロと限カギらズず

一 殊コトの地質チシツ目メ地位チイの宜ヨシきキを片色カタイロと云也

一 里リ多タるルもの残ノコりノ室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キハ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也 又太平テイヘイ記キ中ナカ敕行シツギ幸キヨウ記キハ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也

一 室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キニ云イハふルもモんノ残ノコりノ一ヒツ斤キンと云イハふル也



治承三年三月三日
日山ニシ撰セン記キ云イハふル也
門カド權ケン佐サ長チカ茶チヤ深フカ
一斤イツキン深フカ立タテ烏カ帽子カピ
トアリ

室町ムロマチ敕行シツギ幸キヨウ記キ
二ニ種シユ文モン下ゲ書ショタリ

女房故実事二
三四月一月の春
てくものあり
もの草もま
かんまは

表は後ア字六皆
カドア九言也

枕草紙の
さすのふあり
酒のよんや
由んやと
永等竹筆記云
上胸すすはを
うらん 枕草紙
向信ありと
一書後云

朝臣義詮卿の守衣のさすのありおのさすはおのさすを
出たの表衣也又菴中日記云四月一日は小袖さすのありもの
がさすのさすのさすのさすのさすのさすのさすの
幸は後文と書リウ 普通さすは後文ト云ハ平絹ト對シ
いさる也 平絹ハ今云 後文ハ地あるさすの表衣高き
糸糸の表衣ハさすのさすのさすのさすのさすの
絹也有文を後文と云サ之を平絹と云ハ表衣抄に云さす枕草
子もさすの表衣と云ありさすのさすのさすのさすの
抄後さすのさすのさすのさすのさすのさすの
の後方と云のさすの

この天狗衣ハ
花田大匠有仁
也也ハ補仁親
王也後三葉院
珠後白河院ハ
攝子

一 表東はおと云ふありおのお衣さすの類之はおのさすの
おのさす也後世ハ板引と云ても古の儀さすせおと云之と
て表東のりよさすの単ハ表衣ハ
ソクサ張其狀ハ板引を引あり
一 板引といふはさすの板ハ絹ハ糊を付てさす能ハ
引もあせバ先物也 蠟をぬりさすの
引倍丈ともひさとも云ハ板引のさす 板引も引て引さす
一 螢 螢ノ字ヲ 又さす 螢ノ字ヲ とも云ハ張る海を見んは
て先物を出さすを云也

一 衣文の始のさす 表東ヲ引ル 後世後語卷八のさすハ大将殿ハこの
は元もんをさすのさすのさすのさすのさすのさすのさすの

きびくしとらうるまに同やう木の葉まきもげあるわをあげども
志らきふ祈りあどき業花おは裳表の巻よし中まきまじり
女どもららきういぬりきせてき掻練と云祈らざる生の縮
對して練る縮を掻練と云掻字ハ虚字之掻の字ハ何の心も
あいた洞したとバ祈くと云子をかいゆくと云破ると云るを
かいやると云乾ると云るをういむと云付ると云るをうい付ると
云乾也乾れハ古代の縮は練る縮の字を掻練といひあり
法の裳束抄どもは掻練をまきまのまきとてまあぐの尻あり乾れ
どもまのるまはあらず祈り縮のるま白まきい祈りまきういぬ
まとあを以てまき又裳表乾れ見れ
ういぬらハまきあまきあまきハ何まきも深し
一裳束のらまき衣のるま白衣之束帯の時ハ天子より臣下

日御日近アるるままあ
くして一ツキミ
イノまえまき
タウレキ
當まきといふハ二あり一ハ位袍とい位階ハ相當の色を云形り
位袍トハ一位深紫二位三位浅紫四位深紫五位浅紫六位深
緑七位浅緑八位深緑初位浅緑是令ト云書ノ中衣服令ノ定法
ナリ是ヲ皆二ハ禁中ハ公るを約りハ小を役を勤るま
裳束を公す配り當て賜るありそれを當ると云錯抄
ハ舞人ハ忌ノ条云仁平元十廿五秘記日臨時祭舞
人隆長少時青摺私調之當色類紙不合期故也下畧又摺
袴ノ条目以公物著用之但下袴津賀利系ハ私用意之ハ中畧仁
平元十廿五或秘記日舞人隆長少時摺袴當色津賀利系濃袴

辨抄舞人下裝付
半臂、条云同可
用公物に安二三
臨時祭殿殿勤仕
舞人給也或世年
結搦之人私調之
著用非無先例同
首書曰仁平元十
一廿五或記曰臨
時祭舞人隆長半
臂當色下重

私儲之當色、積此文公物ト云ヒ又當色ト對シテ私儲ト云ヘリ
兼惡之故也
然レ當色ト云ハ即公物也此文素ヲ以テ案スルニ其段ニ付テ公
ヨリ配リ當テ賜リテ甚スル服ヲ惣テ當色ト云ナルベシ紫式
部日記榮花物語等ニ上东门院御着るる書ル奉ニ宮ノ下
部ニ配リノキ又ノ上ニ白キタウシキ着テ御湯冬んト云ヘ
ルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ緑ノ袍ノ上ニ覆ヒ着タル云
也御着屋ニ白キヲ用ルル故公ヨリ白袍ヲ調シ賜リタル
也サレバ白キ當色ト云ヘル也如ク二品アリ一ツ多ニ非ず
武家ニテ召連ル白張着タル中間ヲ當色ト
云モ主人ヨリ白張ヲ假一玉允故當色ト云ナリ
淨衣ト云ハ白キ袴衣之裁縫替多ク布本也或ハ生絹之是

又云小袍ハ堂上
元服之日能冠ノ
人着用之スル也

一 在若クハ衣單キヌヒトエをカチエカチエ、袴衣ハカマエの如ク、白張トハ別ニ白張モ白
コハク張ルナリ衣單キヌヒトエ十ド重ルコトハナシ、布ノ袴衣ナレハ是ハナリ
一 褌衣カチエハ隨身ズイジンの着る服之、腕腋ウデアキの袍カチエの如ク、凡そ腕腋ウデアキを縫ヌひ、
さきサキノ袖スリーブ之紋イザナをぬひ、付ツケる垂ヒタガシ緋ヒナとヒナ丸マル獅子シシ孔アナ有アリ智チ者モノを
の紐ヒモを縫ヌフ也、一袴ハカマ袴衣ハカマエの両腋ウデアキをぬひ、ひきさきヒキサキを縫ヌフ、又
古書コトガキニ褌冠カチカサト云る者あり、是ハ褌衣カチエニ袴ハカマ付ツケき、冠カサを縫ヌフ
新アタラシク、袴ハカマハ馬尾ウマビニテ扇アヒヲ開ヒタル秋アキノ如ク、作ツクタル物冠カサノ両方ウツノ口クチニアルナリ
一 小袍コハツニ、宗雅ムネノカミ卿ノミ記キ仁治ニジ二年ニ正月トキ昔ムカシ今イマ上階ウヘノカ下御シタノミ加冕カキ之日ノヒ也、
次召ツギニ内藏ウチゾウ頭カサ顯ノボ氏ノミ朝臣アサヒノミ著ツケ當色トキ、唐カラ色イロ袍カサ面オモ表シ月色ツキイロ無ナシ
簪カサ袖スリーブ云ハク、台記ダイキ久安キウアン六年ニ正月トキ能冠ノボ冠カサ右中ミダヒ弁ヒラカ光ヒカリ賴ヨシ朝臣アサヒノミ著ツケ紫ムラサキ

小袍コウ云々小袍と云ハ常の袍ニ遊ユ袖一幅ニ端袖ハタテあり

小袍と云あり 袖口ノ幅ヲ
ハタ袖ト云

一指子サシコと云ハ平縮の指貫也サシコトハ指貫の小袴と云あり

今世有文ウチあるを指貫といひ母文あるを指子と云て是別を
立タて本ハ一也有文とハ紋モノあるを云無文とハ無地ムジあるを云

一袍カウの襦イシモ入紐イシモと云る古ハ袍の襦入紐を付ツく人の知チぬ

多オ江決身内毎細記篇オ元日内堅臥来立仰云召式セウの司
兵乃司オ二省丞来立オ云近代昇自階不可然壇ダンカ下置少石
踏フミ之昇也仍此日二省丞表衣襦放ツ又古今六帖組草枕
結ムスや志シらんシひヒくクさサけケざザらラまマハハトトのノいイひヒもモ云ク今イマの

袍ハ領エリのノ入紐あり古の袍ハ襦のつツも入入ひ入あり襦イシモとハ

をオりオ横幅ヨコタマあるア一紐ヒモをオりオ入入るルをオ入紐イシモと云

一細長ホウチガの事童子と女ともは幼き時ハ着用せセるル也女官

銚抄シウセウ云ク殿上ノ細長ホウチガをオるル也皇太子幼童の時オはオ意イ

白オ襪物オ也源氏水滸抄オ云未通オ女メのオ着キるル物モノ云ク持衣オのオハ

この格オはオたタくク三オもオとトりリ身ミ二幅ニ袖ソデ左右サマ二幅ニ紐ヒモして紐

をオりオ也延慶四年園大曆オ云ク細長ホウチガハ身長ミナガ四尺五寸オ身廣

六寸五分オ大領オ上ウ四寸オ下シ四寸オ細袖ホウチガ引立ヒキタテ一尺七寸オ細袖ホウチガ引立ヒキタテ八寸オ

又公賢公日記オ云細長ホウチガ身ミ一幅ヒト袖ソデ左右サマ各オ一幅ヒト身ミの長

四尺四五寸オ袖ソデの長ナガ一尺六七寸オの由見オハオ服オ銚漫シウマン語オ云

引立ハ袖ノ長
寸也

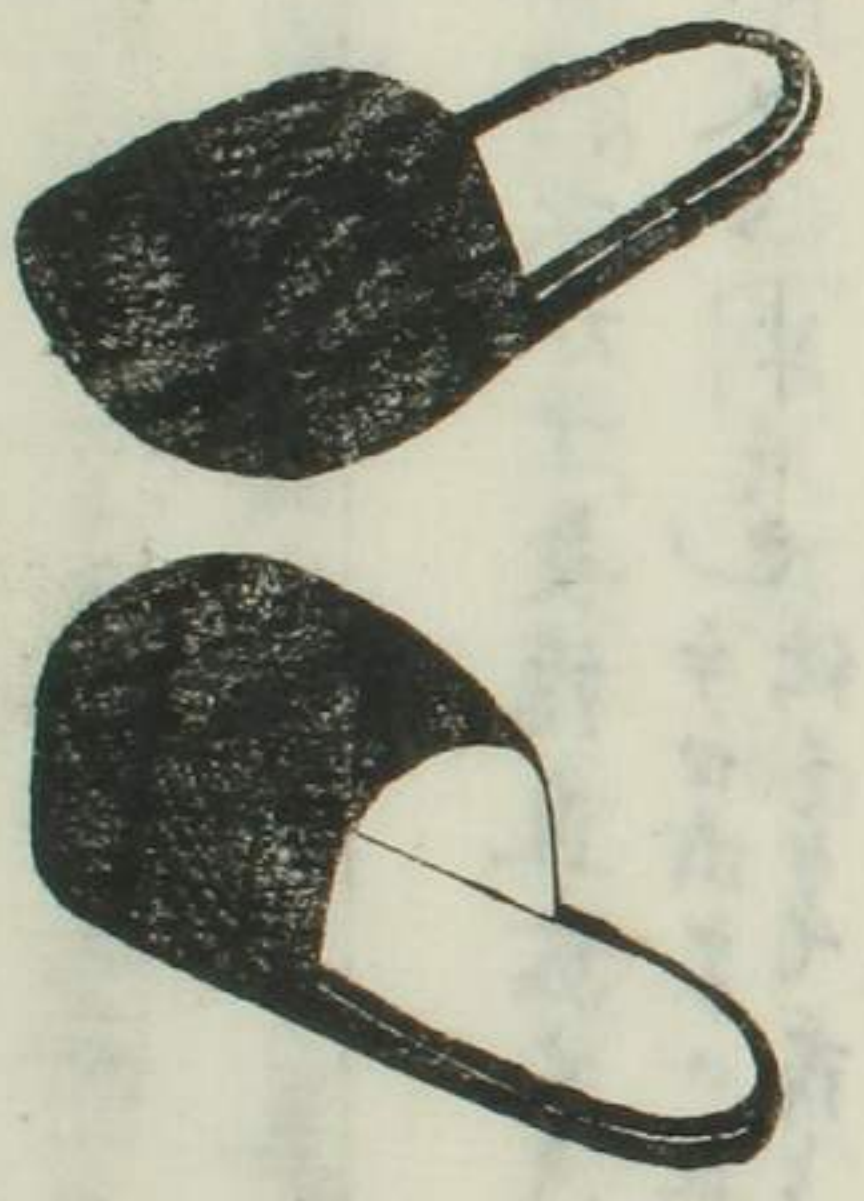
すいも不若いそ外小袖同前ありおのく有るおるは禁
 察まては又此供故實云並垂の下よりいん小袖ハありす
 其外襟小袖も昔はありおのく有るおるは又襟も
 異本云大帷の時より白き小袖を着は給も同前又表おの時ハ何
 れの小袖も不若但ありおのく有るおるは又襟も異
 相ありハ表ゆり中よりいん又奉公是時より云男の甚の膝ハ
 白帷子也若充き別後也又此成次身故実云大帷の時
 のいんおる小袖白小袖といは給も同前あり。伊勢守
 貞國朝臣の像並垂の月夜うけおる乃小袖は花色小袖を
 穿奉若せられし給えし。武家武正大帷を穿るの時

ハ白小袖常ハ何色も着用帷子の時より白帷子常ハ何色も
 ても着用也帯も表ウラ表と同し色の帯を穿る也

一 直綴チキトウと云ハ入道の着る物也是衣イロコの僧衣也

一 浅沓アサクサハ木を彫り作る也但是の甲と下ニツ
 きて合せる漆をえきくぬる也浅沓の形丸の如し

公家も
 大まげの
 浅沓也



公服のめいハ浅沓ハ底を
 下装と云装束のきれを
 とも也武家も是れ何乃
 きれも是れ平沓を
 を用し

右の浅沓武家も是れ武の大的の時も也

武具之形下衣

一 鼻高ビカウと云皆ハ皮ヒで作り鼻を高く持上げて作る也
一 深沓フカクハ靴クツと云皆の多し物具抄ハ靴深沓同更欵云靴
の徳園ハ装束抄圖式ニ云り畧之

武具ハ袖括
ハ古風あり

一 袖括フデヅクリのる狩衣水干長袖直垂等皆袖括と云袖口を括フデ也
大針小針交て刺也今世武家の直垂ハ袖括と云りて袖口の内ハ
括フデを付て露ヒラと号す是古風キムナありし事也
云云ハ用ヨウたりハ袖括ありと云
云ハ元袖括の括の條レを云也 袖括ハ狩衣より起る也狩衣ハ
鷹狩トウの時鷹トウ飼ケの今の層イロの着る服也袖のゆき長くてハ鷹トウを
括フデるサメ妨サメありあり袖スズメをサメ子サメ之サメはサメ絞サメりサメあサメせサメて袖括の括フデを
志サメりサメて括フデ垂サメ也水干長袖ハ庶人庶人トハ禁中ハなむ
せぬ者の人をさすの服
見サメてサメおれサメハ括フデ付サメるサメ手サメをつサメらサメしサメてサメくサメべきサメるサメハ袖括の括フデを

没コト也又云家のコト不コト衣コトハ一名狩衣コト也衣コトも号して狩衣の
也と云 襦コトを付る也元コト狩衣より出る也おれハ狩衣の
如コトく袖括コトもあり也ハシ尻コトと云装束も狩衣より守コトれハ又
同コトく袖括コトあり

一 昔の夜具ヒカシハ直垂ヒカシと云おあり夜具ヒカシのもヒカシハ衾ヒカシと云四方ヒカシあり
もの也それを被ヒカシりて寐ヒカシぬる也天子ヒカシをヒカシるヒカシめ皆ヒカシ此ヒカシありこ
袖ヒカシふヒカシつヒカシのヒカシ以下ヒカシ欵衣ヒカシの如ヒカシく領袖ヒカシを付ヒカシる袖ヒカシ也ヒカシこヒカシも
形ヒカシ並ヒカシ垂ヒカシと云る也ヒカシ直垂ヒカシ始ヒカシと云ハ名付ヒカシるヒカシを略ヒカシしヒカシて
ひヒカシくヒカシれヒカシとのヒカシひヒカシ習ヒカシりヒカシたヒカシゆヒカシく書ヒカシ着ヒカシの直垂ヒカシと云る名ヒカシ又
成ヒカシりヒカシあヒカシるヒカシ夜具ヒカシの直垂ヒカシのヒカシる古ヒカシ也ヒカシ又ヒカシあヒカシるヒカシえヒカシるヒカシ衣ヒカシのヒカシる

を己ら心づけて古くは垂垂と云ふ杖具の多し昼夏用之服を
垂垂と云ふ不審之後代出ず相違なくと云説あるは其の事
あり夜具の垂垂は後に出来て其形の垂垂に似たる有垂垂
念と名付あり一は此垂垂は昔よりあり其の事也

一 婚礼の時をあるべきぬあは肩のあはる子持筋と云ふとき
筋と細き筋を付する今時世上法のめくは成り古くは
あきむ之日記は見ええずあは従ふ昔徳能大納言と云人
多し其人の装束よかの筋を好む用はれを其世よるの徳
筋といひたり其人子孫あはるは其よは子持筋といへり
依り婚礼の必は筋を用るともいれりこの大納言何の

時代よりあはる事也何の事も見えす用ひの事も見え
めしき筋をおや筋と細き筋を子筋といへ子持筋といへ
あはる後世の作意あり是則殿時代の日記婚礼式法の書
は子持筋用とあり

一 火の装束と云物古くあり火の事も古よりあはる事あれども其の
事今江戸ハ陣の外繁華に人あはる事あはるハ一月の内は
夜あり依り火消の役人ありておのつら火を消はせ装束あは
る事これ始ハ草紙中草羽織を用たりり次第くは結構
もありて今ハ附紗にて火の装束を作ると今其のものも
後ハ古よりあり物のはる人の思ふにれは是を記しおく

一 凡装束を忘るるは先袴を着るたの足を先よめて入て次は
右の足を先よめて入て袴をはきよめておきて着て袖を装束の上を
着る也先危手を返して次は右の手を通すに袖袴の前腰をあひ
次より右腰をゆへては此着るる順也逆ハ忌む事
也 袴を先よめて次は上を穿るハ逆あるやあれども逆は阿
む順之天の地をおろしはかごとし上ある袖ハ下をおろしは順
也袴を先よめておきて次は上を着れハ上より下をおろしは理
あり又危より右へめぐりハ順也右より左へめぐりハ逆之故は危手
を先よめて右手を返して返しては袴ハ足を穿て入るも危手を
入れ右を返して左を順とするありは此順逆を云て順を好み
逆を忌むハ袖ハ此まきりハ阿む以て吉なりと凶なりを分るる吉
凶を分るハ礼也吉礼凶礼混雜をくくは右装束着る大法之

貞丈雜記卷之五

